再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (第9回)

日時 平成30年10月15日 (月) 15:00~17:45

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

○山崎新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の第9回会合を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まこと にありがとうございます。

本日、岩船委員と荻本委員におかれまして、ご都合により欠席とのご連絡をいただいて ございます。後ほどご紹介しますが、ご意見のペーパーをいただいてございます。

また、本日もオブザーバーといたしまして、関係業界、関係機関の方々にご参加いただいてございます。恐縮ですが、オブザーバーのご紹介につきましては、時間の関係上、お手元に配付させていただいております委員等名簿の配付をもって代えさせていただきたく存じます。

それでは、山地委員長、以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山地委員長

それでは、第9回の会合を始めます。

前回の委員会の最後に申し上げましたけれども、今回の会合では長期安定的な事業運営の確保を中心に議論をできるよう、事務局に論点の整理をお願いしました。したがって、今回は2つ大きくありますけれども、まず最初は、自立の加速化と国民負担の抑制に向けた対応ということでございます。2つ目は、長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進。この2点についてご議論いただきたいと思います。

では、まず本日の資料の確認をお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

それでは、お手元に配付させていただいています資料でございます。資料番号のついてございません配付資料一覧、議事次第、委員等名簿、座席表に続きまして、本日は6つの資料がございます。資料1から資料3が事務局のそれぞれ資料でございまして、資料1が、自立に向けた取組の加速化について。資料2が、既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応。資料3が、再エネ事業の長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進。以上が事務局の3種類の資料でございます。これに引き続きまして、資料4で岩船委員のご提出資料、資料5が小野委員のご提出資料、そして資料6に荻本委員のご提出資料を並べてございますが、大変恐縮ですが、荻本委員の提出資料が直前になりましたもので、大

変申しわけありませんが、傍聴の方々に間に合ってございません。経済産業省のホームページに既に荻本委員の配付資料について載せてございますので、後ほどそちらのほうをごらんいただければというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。資料のほうのご確認はいただけましたでしょうか。

それでは、プレスの方の撮影はここまでということでございますので、よろしくお願い します。傍聴可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席お願いいたします。 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、資料1にまとめていますが、本日ご議論いただく内容を事務局から整理していただきます。引き続いて、資料2ということで、1つ目の議題である自立の加速化と既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応について議論を行いたいと思います。資料1、2の説明をお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

それではまず、資料1、2に基づきまして事務局からご説明をさせていただきます。 まず、資料1をごらんください。再エネの自立に向けた取組の加速化についてという、 本日の総論の資料でございます。

1ページ目をごらんください。前回、第8回小委員会でご議論いただきました新規認定 案件のコストダウンの加速化、こうした論点に加えまして、本日は既認定案件に係るコストダウンの加速化。さらには、主力電源化のもう一つの要素であるというふうに位置づけていただいています長期安定性に基づく適正な事業規律、地域との共生、ここの2つの赤い部分についてご議論いただきたいと考えてございます。

こうした主力電源に向けてのこの2つの要素でございますけれども、それぞれの活用モデルにつきましてどのような自立モデルがあるのか、さらにはBCPにどのように対応していくのかといったところも含めまして、これは次回以降ご議論いただくと、こういう整理だという全体像の提示でございます。

加えまして、3ページ目以降に、北海道の地震を踏まえました再エネを中心とした状況 について簡単にご説明をさせていただき、また次回以降に具体的なモデルのご議論をいた だきたいと思います。現在、北海道の地震の検証については検証委員会において検証中で ございますが、現時点までにまとめられているもの、さらに再エネに関するトピックにつ いてご紹介をさせていただきたいと思います。

4ページをごらんください。これは全体の今までの回復状況と冬に向けての電源の回復の度合いでございます。10月10日から苫東厚真の2号が回復をしており、左上の石狩湾新港の57万kWの試運転が既に10月5日に開始をされてございますが、いずれにしましても、この真ん中の苫東厚真2が動いた状況が今の状況でございまして、冬に向けて万全を期すとこういうことでございます。

次のページが再エネの復帰の状況でございますが、詳細は本日ご説明を申し上げませんが、ここにありますように、調整力の確保状況と並行して段階的に再エネを接続していったということで、1週間全く再エネが戻らなかったというような報道もございますけれどもそういうことはなくて、徐々に戻していったとこういうような状況にあるということでございます。

6ページ目でございます。この北海道の需要のピークと、さらに北海道の再エネがどのように、この震災直後でありますけれども、あっているかということでありますが、需要のピークが夕方に立つものですから、その時点でちょうど太陽光が落ちていくということで、需要のピークとの関係でいうと、この赤い矢印のところとの関係でございますけれども、その他、昼の時間は太陽光、風力ともこのように寄与しているとこういうことでございます。

続きまして、7ページでございます。そうした中で、まず家庭用の太陽光が自立運転モードというものを使ってさまざま使えたというこういう報告が相次いでございます。この自立運転モードを使いまして、太陽光発電協会のサンプル調査によりますと85%の方が自立運転モードを使って、お昼の間、特にですけれども、そういった太陽光の自立運転をし、したがって冷蔵庫は使えた、携帯電話の充電が使えた、こういったような声をいただいているところでございまして、再エネの災害時における活用方法として注目すべきものだというふうに考えてございます。

8ページ目でございまして、今のは家でございますけれども、より広いビルなり地域における例として、例えばZEB、サービス付高齢者住宅にZEBの施設がありましたということでありますが、こちらも太陽光発電設備を自立運転にしまして電源を確保できたという事例がございます。右のほうは、我が省の実証実験でつけたものではありますけれども、5MWのPVに1.5MWのサイト用蓄電池がありまして、これが震災直後から自立運転で、系統から離れて電気を供給できたといったような事例がございます。また次回以降、本日もご議論いただければと思いますけれども、災害時における再生可能エネルギーの活用といった視点も踏まえて、再エネの今後についてご議論いただけたらということでご紹介をさせていただいたということでございます。

以上が総論でございまして、続きまして資料2、既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応というものをごらんください。総論から2、3、4と分けてございますが、まず総論でございます。

2ページ目は今までの論点と今までの議論をまとめたものでございまして、3ページ目も一番初めの会でもご紹介をさせていただきました国民負担との関係でございます。

4ページ目でございますけれども、今回追加で資料をご用意させていただきました。この国民負担について内外比較をしてほしいという声はいろいろいただいていまして、今回これをやってみました。一言で言いますと、再エネを10%から15%にするのに対して、どの程度、各国、国民負担があるのかということの比較でございます。日本はFITを導入し

た2012年、FIT導入前と、2016年、最新の数字で約5%ふえているわけですが、それまでに総額1.8兆円の年額の国民負担を今求めています。これはkWhに直すと2.25円でございます。ちなみに、最新の賦課金は2.90円/kWhでございますので、これは最新の再エネ比率との関係で、これが最新の数字だと思っていただければと思います。

これに対して、ドイツ、イギリスという2カ国と比較してみるとどうか。これは総額で比較すると電気の量が違うので余りフェアじゃないので、kWhに直してみると、ドイツでは10%から15%にふやすのに0.63円/kWh、イギリスでは0.28円/kWhということになっていまして、やはり日本の国民負担と、同じ5%ふやすのも日本の国民負担は大きくなっているということが言え、ここがやはり深刻な問題ではないかということを記させていただいてございます。

こうしたことも踏まえまして、6ページ目以降でございます。6ページ、まずこれは再開1回目の審議会でも出させていただきましたが、現在、認定されているものがどれだけ動き、どれだけ未稼働なのかということをまとめ、年度ごと認定でまとめたものでございまして、特に太陽光について見てみると、初期の2012年度、13年度、14年度認定で動いていないものが23%、49%、59%、計2,300万kW程度あるという状況で、全体の未稼働が3,400万kWでございまして、そうした初期のものもまだ動いていないという、こういった状況にあるということでございます。

7ページをごらんください。では、これも今回初めて整理させていただきましたけれども、各年度案件、年度認定案件について、動き始めた年でどれだけのコストになっているのか、我々に提出されるコストデータをもとに、左側の軸というのが、左側の例えば一番上でいうと、2012年度認定案件が2012年に動いたもの、2013年に動いたもの、2014年に動いたものとそれぞれで平均値をとりまして、真ん中でいいますと、システム費用が、見ていただいてわかるように、43万円、37万円、34万円と、直近でいうと27.9万円といった形で、後になればなるほどコストが低減する傾向が同じ年度認定案件でもあると、こういう傾向にあるというご紹介でございます。

8ページ目は調達価格の表の復習であります。

以上を踏まえまして、どういう対応をすればいいかというところに入らせていただきます。

9ページ目でございます。未稼働案件がもたらす問題をまず冒頭事務局案として整理させていただいています。このように、調達価格が半額以下にまで下落している状況で、未稼働案件によるゆがみが顕著にあらわれているのではないかと。大きく3つ、1つは国民負担の増大をもたらす。すなわち、やはり動いてから20年間のFITだということで、現在の国民負担2.4兆円というものは、今まで基本的に動いているものをもとにお選びしているものでありまして、今後動くものというのは、これから今まで認定を受けたものというのが動けば、それがそのまま国民負担につながっていくという、こういう国民負担の増大の懸念でございます。また、事業者の方々からの声でも、2つ目にありますように、高価

格で残っている案件の発掘・開発を進めていくことは優先になって、新規開発案件の着手が後ろ回しになるとか、一番下にありますように、これらの案件は、FIT法改正もありましたので、全て系統の接続契約が確保されてございます。したがいまして、系統容量が押さえられてしまっていて、その中で新規の案件の支障になっているということで、こうした未稼働案件の対応は国民負担の抑制と新規開発の促進、前向きな再エネの推進に非常に重要な位置づけにあると、こういう整理をさせていただいてございます。

10ページをごらんください。そうした中で、どのような対応をすればいいかという総論でございます。一番上にありますように、まさに2017年4月に施行された改正FIT法では、2017年3月末までに接続契約を締結できていない案件の認定が失効するということにして、これで約1,700万kWが失効してございます。加えて、法改正と同時に2016年8月以降に接続契約を締結した人については、認定日から3年間の運転開始期限を設定すると、こういう措置がとられているわけですが、先ほど見ていただいたように、接続契約を締結した上で、なお大量の案件が未稼働のまま滞留しているというのが現状でございます。

このうち、2016年の7月31日以前に接続契約を締結したものは、運転開始期限を、そもそも早期の運転開始がそれ以降に接続契約を締結するよりも早く接続契約を締結しているので、当然早期の運転開始が見込まれるということを主な理由として当時は運転開始期限を設定していなかったわけですが、現在は逆に規律が働かないまま、動いたらそこから20年と、こういう状況になってしまっているということで、方向性としては、運転開始期限による規律が働かないで長期間運転開始しないものについては、現行FIT法の再エネの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという趣旨に反するということから、運転開始のタイミングに合わせて、この調達価格をその時点で運転開始する事業のコストを反映した適正な調達価格の適用にすることに加えて、早期の運転開始を担保するための措置を講じることを検討してはどうかと、こういう案にさせていただてございます。

さらに、2016年8月以降に接続契約を締結したものは、運転開始期限が設定されてございます。設定されているけれども、動いていないということの案件についても、今後それが着実な早期運転開始を促す効果を十分に発揮しているかを注視した上で、必要に応じて対応を検討していくべきではないかということにさせていただいておりますが、今回の案は、既に運転開始期限が設定されていないものについて考えるべきではないかということでございます。

11ページ目は、今までの制度の復習でございますので割愛をさせていただきまして、12ページ目でございます。以上、まとめさせていただいたように、要は、過去の案件で今動いていないというものについては、現時点の価格をまず調達価格として適用していくというようなことが総論としては必要ではないかということを確認した上で、その中でより詳細に丁寧な手続等も踏まえましてやる必要があるのではないかということで、幾つかの論点に分けて案を提示させていただいてございます。

まず12ページ目、そういった措置の対象にする案件はどういう案件かということでござ

います。現在、運転開始期限が3年でありますが、先ほど申し上げたように2016年8月1日よりも前に接続契約を締結したものについては、運転開始期限が設定されていない状況でございます。こうした案件は、本来早く事業化に至ることが当然に期待されていたわけで、特に2012年度から2014年度に認定を受けた案件、これは既に現在からすると $4\sim6$ 年が経過しつつあり、運転開始期限の3年を大きく超過をしているところでございます。このため、この案としては、2012年度から2014年度にFIT認定を受けた事業用太陽光のうち、運転開始期限が設定されていないものに適用をする。さらに、4年間事業運転を開始をしていないものについては、1年ごとに対象年度を拡大していくということを検討するということでどうかということでございます。

下にちょっと注で書いてございますが、先ほど2,300万が初年度、2年目に、12年度、13年度、14年度の未稼働案件の数と申し上げましたが、そのうち運転開始期限が設定されていないものが1,100万kW弱から1,700万kW弱の範囲であるということで、今手元の情報では整理できるところでございます。

続きまして、そうした適用案件につきまして、基本は運転開始していないものはもう今の価格ということでありますが、単純に運転開始していないからということで適用するということでは幾つかの不公平感、公正さに欠ける部分があるのではないかということが言えると思ってございます。

13ページ目、すなわち未稼働案件には事業者側の要因で稼働していないものと、系統側の要因で稼働していないものがあるといったこと。さらには、同じ系統にしても大規模なものと小規模なもので差があるといったようなところを踏まえると、公平なその判断基準のポイントは、事業者側の準備が整っていて、あとはもう系統に接続してもらって通電するだけという運転開始準備段階に入った時点を基準に考えるということではどうかという案でございます。

14ページ目が具体案でございます。すなわち、この通電するだけの状態というのは、送配電事業者が系統側の都合のみに基づいて、最短の連系開始予定日を機械的に決定できるという状態だということ。すなわち、送配電事業者がもう全部整っていて、この日が連系開始予定日ですというのをある一定のルールに基づいて機械的に決定できる状態で、それで決定していただく。すなわち、送配電事業者への系統連系工事の着工申込ということをしていただいて、その申込みを送配電事業者が不備なく受領した日というものを今回の適用基準日としてはどうかという案でございます。

要は送配電事業者がここで系統連系の日ができますねというふうに言ったものの、下の 図にあるように、それを事業者が受け入れられませんとか、工事に赴いてみたけれども着 工できる状況になかったとか、当初いいと言ったけれども間に合わなかったといったよう な場合は、一度それをキャンセルして、その受領日というのを設定するということで公平 性を保てるのではないかと、こういう案でございます。

以上、14ページ目、いつの時点で適用するかという案でございます。

16ページ目をごらんください。15ページ目は、今申し上げたことをまた図表にしたものなので、16ページ目をごらんいただいて、ではいつの調達価格、基本的には今の調達価格ということですが、ただ単純に今のと言えるのかということでありまして、なぜなら 2つ目のポツにありますように、調達価格というのは 3 年間の運転開始期限が今ついていることを考えると、X年度の調達価格はX年度プラス 3 年後の価格ということだと。要は、3年後に運転開始をする案件に適用される価格ということではないかと。今回、案として出している系統連系工事の着工申込というのは、多くの場合そこから 1 年程度で運転開始に至ることが想定されるような日でございまして、したがって本来運転開始まで 3 年前の価格ということなんでしょうが、その 1 年分というのがそこでもう過ぎているので、3 から 1 を引いて 2 年ということで、この 3 つ目のポツにありますが、着工申込受領日の 2 年前の年度の調達価格を適用すると。すなわち、2019年度に着工申込が受領された場合は、17年度の調達価格21円が適用されると、こういう案でどうかということを提示させていただいてございます。

17ページをごらんください。4つ目の論点でありまして、そうした中で、着工申込を行った案件について、もう既に運転開始期限が設定されているほかの案件と同等のその着実な早期稼働を担保する、改めてここまで延びているわけですから、必要があるのではないかということで、2つ目のポツですが、着工申込の受領日の2年前の年度の調達価格が適用されることを前提に、調達時の調達価格適用プラス、ちょっとややこしいこと書いていますが、要は1年後を運転開始期限としてはどうかということでございます。先ほど来申し上げているように、今回の着工申込の受領日というのから運転開始までは通常1年だと、こういうことでございます。

したがいまして、この今回の施行日よりも前に着工申込が受領されたものについては、 今回の施行日から、それ以降に受領されたものについては、着工申込の受領日から1年の 運転開始期限をつけ、運転開始期限を超過した場合の取扱いについてどうするのかという のは、調達価格等算定委員会でご議論いただくということでどうかという、こういうこと でございまして、今までの運転開始期限が設定された案件とバランスがとれてくると、こ ういうふうに考えているところでございます。

最後の論点、18ページ目、いつを施行日にするかということでございまして、本日この 案を提示させていただいてございますけれども、これから送配電事業者に対して着工申込 の手続というものを未稼働の方々に行っていただく必要がございます。そうした着工申込 の手続を行うのに通常要すると想定される合理的な期間を確保するということで、具体的 には2019年3月末までに着工申込が受領されるものについてはそれまでどおりの調達価格、 今の調達価格が残ると。それを超えたものについては、2年前の年度の調達価格を適用す るということとしてはどうかと、毎年4月1日を基準として対象年度を拡大していくこと としてはどうかということを提示させていただいてございます。

以上、非常に複雑でございましたので、19ページに結論まとめています。当初2012年~

14年度の事業用太陽光で運転開始期限が設定されていないもののうち、運転開始準備段階に入っていないものは、運転を開始する時点のコストを反映した適正な調達価格を適用すると、こういう原則のもとで、2019年3月末までに送配電事業者によって系統連系工事の着工申込が不備なく受領されるかで判断をすると、こういうことでどうかと考えてございます。不備なく受領されたものについては、現在の調達価格がそのまま適用され、その上で2019年4月1日から1年間の運転開始期限がつくと。不備なく受領されたタイミングが2019年度になった場合は、2年前の価格、21円になった上で、着工申込の受領日から1年間。さらに、その翌年度に例えばなった場合は18円になって、1年間の運転開始期限がつくと、こういった運用にさせていただくということでどうかという未稼働案件への対応の事務局案のご説明でございます。

続きまして、国民負担の抑制について、あと2つ、本日ご議論いただきたいと思ってございます。まず、3番の1でありまして、事後的な蓄電池の併設という論点でございます。21ページに、昨年の8月に行いました事後的過積載のルール変更について参考までに載せさせていただいていますが、22ページでございます。下の図にありますように、パワコンの容量を超えた上の部分を蓄電池にためまして、その他の時間に売るというようなビジネスモデルが検討されつつあるというふうに理解してございます。こうしたものについては、基本的に、まさに事後的過積載が禁止されているというか、それが価格変更になるというルールになることを考えると、これは、もう当然認められていないものだということをこの場で改めて明確に発信することが必要ではないかと。

一方で、この使い方というのは、再工ネにとっては非常にいい使い方でありますので、一定の条件のもとで事後的な蓄電池の併設を認めることを検討してはどうかということで、次のページでございますが、まさに区分計量をして、FITの電源と非FITの電源に分けられるということができるようなものについては、今までの価格を維持したまま、蓄電池というのは非FITでやっていただくということは認めるべきではないかということで、23ページ目に案を提示させていただいてございます。

似たような話で、次、3の(2)というのがございます。バイオマス比率の変更ということで、25ページにざっと書いてございますが、バイオマスの比率を例えば石炭混焼で30%:70%と、こうやっていたところを、後で100%というふうにすることが認められるかということでございます。現在のFIT法上の運用では、これを変更届出でやれることになってございまして、ただ、もともと30%のバイオと70%の石炭だといっているところを100%にするということは、当然、再エネの最大限の導入の観点から望ましいものの、当初想定していたFITの価格及びそれのkWhという観点からすると、国民負担が事後的に生じるので問題ではないかと、こういうことでございまして。26ページは、入札では既に制度が入っていることの紹介ですが、27ページに今回の対応の案を提示させていただいてございます。

すなわち、いろいろ細かくは書いてございますけれども、一言で言えば、まず、認定時

のバイオマス比率を基本上限とするということで、下回る場合は40%以上減少させることを認め、そこよりも下回るような場合は価格を変更するというような案にしてはどうかということでございます。

長くなって恐縮ですが、最後、30ページ目、31ページ目に、前回の委員会で委員及びオブザーバーからご指摘のありました住宅用太陽光の整理でございます。すなわち、住宅用太陽光について、パネルを張りかえて、同じ住所で再度FITの認定を受けるということは可能なのかどうかという、こういうご議論をいただきました。住宅用太陽光の役割、非常に重要です。そんな中ではありますけれども、31ページ目でございます、同じ住所でもう一度認定を受けようとするものを認めるのであれば、リプレースの区分をつくった上で認めるというのがFIT制度の趣旨になってございまして、現在、住宅用太陽光のリプレースの価格というのは設定されてございません。そうしたことに考えると、まさに同じ住所で二度FITというのは、住宅用太陽光においてはできないということを改めてここは、ご議論というよりはご報告事項ということでご紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

この議題に関して、きょうご欠席の岩船委員から資料4が出ていますので、事務局から ちょっと概要の説明をお願いしたいと思います。

○山崎新エネルギー課長

それでは、資料4をごらんください。岩船委員の本日のご意見でございます。1と2が、 今の議題に関係するところですので、1と2を簡単にご紹介させていただきます。

資料4の1ポツ、資料1についてということでありまして、やはり非常時の有用性については広く情報提供すべきだという一方で、レジリエンスを高めるために自営線を引き回して、ただでさえ高い再エネのコスト上昇を招くような方向性は望ましくないのではないかといったようなことで、バランスがとれた議論が必要だということでございます。

続きまして、未稼働案件への対応につきましては、最初の主文にありますように、国民 負担の増加につながる未稼働案件には厳格な姿勢で臨まないと、再エネへの逆風が強くなっていく中で真摯に受けとめた形にならないのではないかということ。具体的には、先ほ ど私がご説明申し上げた、事業者側の要因で稼働していないものと系統側の要因で稼働し ていないものがあるとされているけれども、1が大多数であれば、2への配慮は必要ない のではないかというこういうご意見。

さらには、続きましてP.16と書いてあるところですが、2年前の調達価格を適用するという案を事務局案として提示させていただいていますが、もうその年の調達価格の適用でよいのではないかという、こういうご意見。

さらに、P.17と書いていますが、運転開始期限については、認定が取り消されるわけではないので、法改正が必要ならば必要で早急に対応していただきたいと、系統容量が解放

されないからと、こういうご意見があります。

加えまして、先ほどご紹介させていただきましたように荻本委員から直前に意見がございまして、これを資料6として配布をさせていただいています。これにつきましては、特に資料1の災害のレジリエンスの部分について資料6としてご意見をいただいてございます。

すみません、傍聴の皆様には先ほど申し上げたように、ちょっと配付が間に合わなかったものですから、ホームページでごらんいただけたらと思いますが。

総論として、ポイントだけ申し上げると、電力供給の信頼低下がもたらす社会的影響の大きさに関する問題提起により広くとらえる必要が今回の北海道ブラックアウトを契機としたものではあるので、やはり単純に、いつも先生が言っていらっしゃることですけれども、自立したらいいとか、そういうことではなくて、集中的、分散型、既設、新設、発送、配電、需要、運用、小売料金など、さまざまなものをニュートラルに検討すべきだといったことをご意見をいただいてございますので、ご参照いただけたらと思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今から質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきます。いつものように発言ご希望の方はネームプレートを立てて、意思表示をしていただければと思います。また、本日ももう一つ後半議題もございますし、オブザーバー、委員の方、多数おられますので、発言は手短に簡潔にお願いしたいと思います。では、どうぞよろしくお願いいたします。

では、長山委員から。

○長山委員

ありがとうございます。では、きょうは資料2が中心ということで、先に資料2についてコメントさせていただきます。

今回の事務局案への基本認識として、高い調達価格の事業者で事業意思決定できていない、もしくは物理的に事業ができない事業者に退出を迫って、系統を空けさせて、それより低い調達価格で事業を行う人に開放するというのは現時点で選択すべき案であると考えます。要は賦課金を抑えつつ、再エネをやる、やる気のある人たちにインセンティブを与えて、政府目標の2030年の再エネ22%を達成するということが重要であると思います。

そういった基本スタンスの上で個別にコメントさせていただきますと。資料2の13ページの真ん中辺で未稼働案件というのがありますが、いろいろ聞いたところによりますと、事業者側の要因で稼働していない案件の中で設備のコストダウンのために待っている案件というのはそんなに多くはないと思われますが、これらの事業者というのは、相当申込みの準備ができているので、2019年3月、来年3月までに駆け込みで工事申込みをしてくるものというふうに思われます。彼らは40円とか36円で大きな利益を得る人たちじゃないか

と理解しておきます。それ以外の大半の人たちは、地権者との間で区分が確定していないとか、地元の調整が難航しているとか、当初の事業プランとちょっと変わってしまった人とかで、実施しても採算がとれない案件を抱えている人が大半ではないかと思います。そういった意味で、来年3月以降もちょっと猶予を与えながら現時点の価格で事業をやるかやらないかを迫るというのは、事業選別という意味でも非常に重要ではないかというふうに思います。

次に、19ページのほうで、今後のスケジュールが示されていると思うんですが、先に申しましたように、来年の3月に40円から32円の調達価格で買い取りされた人が駆け込むようなことに多分なると思いまして、これが一度に来年3月に申し込みしてきた場合に、送配電事業者さんが対応できるのかどうかとか、さらに、それを運転期限、1年間で工事のほうができるのかですとか、そういった点についてご検討もされたほうがいいのではないかというふうに思います。

あと、22ページのこの図で、蓄電池をつけて、これまで捨てていた再工ネ電気を有効活用して、この赤いところで使うということですね。これは、再工ネの有効利用のみならず系統の有効活用にもなりますし、その分を区分計量して非FITもしくは現時点でのFIT価格で売電するということが、今後のVPPなどの活用促進にもつながるので、賛成です。ただ、蓄電池の価格によってこれが成立するかどうかというのがありますので、蓄電池の価格が高ければ結局これほどやる人はいなくなりますので、蓄電池の価格を見ながらシミュレーションをするような、事業者がシミュレーションすると思うんですが、そういうことが重要ではないかと思います。蓄電池が安くなれば、以前例えばYahoo!BBさんがADSLのモデムを無料で配ったような蓄電池無料配布モデルみたいな、そういうようなビジネスモデルもできる可能性もありますので、そういった意味でも蓄電池のコスト低下は取り組むべきことだと思います。

あと、資料2で31ページのほうで、これ報告事項ということなんですけれども、今太陽光も含めて再エネを巡る一番の問題は、今後の事業環境が見えないということだと思うんですね。先日も大規模入札が、入札申込みが余りなかったですとか、今後もFIT価格がどんどん下がっていくということで、事業者が今後再エネをやっていいのかどうかというのは本当に悩んでいる方が多いと思うんです。そういったときに、再エネをやる人たちにやる気を出させるような仕組みがやっぱり必要かなというふうに思っていて、既に報告事項で決まってしまったということなんですが、例えばリプレースの人たちには特別FITみたいな形で、今のFIT価格よりも数%低くしたような、今の流れと逆行するかもしれないんですが、非常に低い価格でも長期、短期で事業を見通せるような仕組みというのをまずつくるべきだと思います。そういった意味で、ヨーロッパでは、FITが終わりそうな国がありますので、そういったところでどういったような事業環境になっていくのかというようなことを研究するのがいいのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

ほかにご発言。じゃあ、オブザーバーの祓川さん、お願いします。

○祓川オブザーバー

資料2の2でございますけれども、未稼働案件につきまして。私ども太陽光発電が導入加速することについては基本的に賛成という立場でございます。しかし、国民負担の観点及びそもそものFIT法ということでございますと、効率的な事業が実施された場合に通常要する費用、あるいは適正な利潤という趣旨が明確に経産省さんのほうからご説明されていただいていますので、未稼働案件についてはその趣旨に反するという認識の中で、その制度改善が必要と考えます。

私、太陽光のかなりの事業をやっておりまして、実際に100件以上の未稼働案件の売却の申込みを受けましたが、検討結果、精査結果として、1案件も買い取りしていません。なぜなのかというと、認定規模に必要とされる土地の確保ができていない、土地が見かけ上確保されても実際には使えない土地で報告されていると、すなわち土地不足。2番目は、許認可をとれない、とれる見込みがない。例えば第一種農地だとか保安林だとか許可を非常にとることは困難な、すなわち許認可がとれないので建設が不可であると。それから、3番目は、平たんな土地でなく、山など建設に多額なコストがあり、通常のコストではまかないきれない、すなわち採算がとれない案件が多出している、不採算案件というものでございました。

未稼働案件は、申し上げたとおり、同様の事情により4年から6年たっても完成どころか着工にも至っていない案件がほとんどと考えております。地熱や風力のように環境アセスに5年程度の期間を要するものであれば、期間が変わることを理解できると思いますが、太陽光については現時点で環境アセスは必要とされていないと。そうすると、許認可を含め通常2年もあれば完成可能であり、大規模なものでも3年もあれば十分完成可能であるというふうに認識しております。

今回の事務局によるご提案は実に的を射た適切な提案であり、全面的に賛成する次第です。ただし、現実に現状の未稼働案件では、適切な法制度をつくっていただいたにもかかわらず、法制度逃れと言ってもいいような案件が蔓延しています。例えば電力の工事負担金の前金を支払い認定を確保していても、事業者側の理由と思われますが、電力側の工事が進んでいない。パネルなどを発注済みであるということで経産省さんのほうに報告して、注文請書も提出しているにもかかわらず、実際には製品ができていないと、着手にも至っていないと、こういうような事案が多出していると思います。

したがい、今回事務局のご提案に賛成ではございますが、着工申込の送配電事業者の不備なき受領ということでございますが、制度逃れができないような、厳格な基準の設定をお願いしたいと思います。同じようなことを、またいろんな法や制度逃れの案件が多出しても余り実効性が担保できないというようなことにならないように、ぜひぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

では、この後、小野委員、松本委員、それから新川委員、江崎委員、そういう順番で回し ていきたいと思います。

小野委員どうぞ。

○小野委員

ありがとうございます。

初めに、本委員会が再開されて、再び急ピッチでの検討が始まったことを受けて、経団連としても意見書の取りまとめを行いましたので、簡単にご紹介させていただきたいと思います。

資料5をごらんください。

1枚目に意見書の全体像を示しております。まず、再エネに対する認識です。再エネは環境、エネルギー、産業の各側面から大きな期待が寄せられていますが、一方で、FITによる巨額の国民負担やさまざまな技術的、社会的課題を抱えています。今や原子力や火力に比肩する設備規模となった再エネには、それらの課題を克服して名実ともに主力電源となってもらわなければならないと認識しています。

再エネの主力電源化の要件としては、低コスト化、安定供給、持続的事業の3点が必要と整理いたしました。そのために、入札制の最大限の活用や未稼働案件への対応、適切なグリッドコードの設定、責任と規範を有する事業者の参入促進などに取り組むべきと提言しております。

その中で、本日のテーマである未稼働案件への対応についても言及しております。そもそもFIT制度の買取価格というのは、先ほどご紹介ありましたように、適正コストに適正利潤を加えるという考え方が基本理念であろうと認識しております。本日の事務局資料の7ページにも記載があったように、太陽光の発電コストは運転開始時期が遅れるに従って低下しているため、未稼働案件は、国民の賦課金負担をさらに拡大させながら、制度趣旨に反する利潤を事業者に与えることになってしまいます。

本文の8ページに、8月の小委員会でも口頭でご紹介した試算を掲載しております。万が一事業用太陽光の未稼働案件が全て稼働したとすると、それだけで年額約1.3兆円程度の国民負担の増大となってしまいます。今年度の買取総額が既に3.1兆円に達していることを考えると、仮に今すぐ新規のFITの認定を打ち切ったとしても、エネルギーミックスで想定した4兆円の買取費用総額を超える水準になります。

限りある国民負担のもとで最大限の再エネ導入を行う観点から、未稼働案件の価格適正 化は不可欠です。本日の事務局提案もおおむね同じ問題意識に基づいていると認識してお り、対応の方向性について強く支持いたします。

ただし、本制度の施行日に関しては、既に認定から3年を優に超える期間が経過していることに鑑みれば、長い準備期間を設ける必要はないのではないかと思います。FIT制度

が約束するのは、本来適正コストプラス適正利潤での買取りであって、特定の価格を無条件に保障するものではないはずです。事務局提案の2019年4月を最大限前倒しできるよう、 政府には真摯な取組を求めたいと思います。

次に、太陽光への事後的な蓄電池の併設についてですが、今回の事務局提案に異論はございません。制度上認められていないことを知りながら、設備認定による買取価格決定後、事後的に蓄電池を設置する事業者が出てくることがないよう、行政の執行を強化するとともに、万が一そういった事案があった場合には、認定取消しをはじめ、厳しく対応していただきたいと思います。

以上です。

○山地委員長

では、松本委員お願いします。

○松本委員

2016年7月23日以前に接続契約した運転開始期限が設定されていない案件で、未稼働が多いという状況は見逃せないことだと思います。認定から4年以上運転開始していないものを対象とし、対応策の全体像については基本的に賛成をいたします。ただ、2点ほど気になる点を申し上げたいと思うのですが、長山委員もご指摘された点と重なりますが、14ページですが、具体的な対応策として運転開始のタイミングに合わせた適用判断として、連系工事着工申込の受領を適用基準点とするというところです。工事の状況は送配電事業者しかわからないことは理解できますが、送配電事業者側に価格決定につながる責任を負わせることになるわけです。年度末に駆け込みの申込みがふえることも容易に想像できますし、工事の実態としてさまざまな条件のもと、いろいろな状態があるのではと想像します。機械的に決定することを前提に、全ての案件を処理できるのかという懸念がございます。この措置を実施するのでしたら、詳細な取決めはこれからだと思いますが、国と送配電事業者との間でしつかりルールを詰める必要があるかと思います。

もう一つは、17ページの運転開始期限についてですが、施行日以降に着工申込が受領されたものについては、最初の着工申込の受領日から起算して1年を運転開始期限とする案についてです。こちらも大規模な工事や土地の取得権に時間がかかる場合もあると思いますが、1年間で問題ないのでしょうか。これも少々気になった次第です。

22ページの認定取得後の事業変更への対応について、事後的な蓄電池の併設につきましては、蓄電池でためた太陽光発電の電気はFITでは認められないのは当然のことと認識しております。FIT制度においてFIT外で売電することを条件に、事後的な蓄電池の併設を認めることはよいと考えます。

蓄電池の調整力機能は、再エネの主力電源化には不可欠な技術ですし、また海外においてはエネルギー貯蔵ビジネスは成長しています。アンシラリーサービスや需給調整市場などで蓄電池による調整力を売買する。例えば蓄電池ソリューション事業者が充放電を遠隔で制御、監視し、周波数による周波数調整サービスを提供し対価を受け取るといったよう

なビジネスモデルが日本でも成立するような取組が必要ではないかと思います。また、蓄電池として、電気自動車を活用したビジネスモデルについても積極的に考えていく必要があると思います。また、あわせて蓄電池のコスト低下も含めて取り組む必要があります。 以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、次は新川委員、お願いします。

○新川委員

では、資料の2に関して幾つかコメントを申し上げたいと思います。

6ページにあるとおり未稼働案件で、特に2012から14までのものの残っているものが大きいということ、それからこれによって制度のゆがみ、内容については9ページのほうに書かれているとおりで、こういった問題が発生しているということは確かにそのとおりであって、これに対して対応策をとることが必要だというところにつきましては、私も賛成でございます。

他方、考えなきゃいけないかなと思っているのは、一旦入った制度、最初からこういう ふうになっていればみんなそれで問題なかったんだと思うんですけれども、一部やっぱり 変わっているところがあるわけで、取引の予見可能性という観点から見ると、やはり実務 家としてはある程度やっぱり慎重に対応していただきたいなと思う点がございますので、 その点を申し上げたいと思います。

具体的には、いただいたこの資料でいきますと、14ページになるんですけれども、このものの考え方なんですが、この14ページの図を拝見しますと、連系工事の着工申込をして、それが受領されて、恐らくそこからもう確定して動かない状態まで持っていかないと、変更があるということで調達価格が後から変わってしまうということが起こるんじゃないか、起こるんだというふうな制度になっているというふうに理解したんですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

もしそうだとしますと、発電者事業側で工事の完成予定日が結構確定して見えている段階までいってから申込みするということが恐らく想定された動きになるというふうに思いますので、来年の3月末ぐらいまでには、だからそこで受理ですから、さかのぼって恐らく年明けぐらいには工事は終わる見込みが、目処がついているものであれば間に合いますけれども、そうでないものについては、4月1日以降になってしまって、結果的には調達価格の切り下げが起こるというご提案になっているのではないかというふうに思いました。そうすると、結局ここら辺はもう実態がどうなっているかということの事実認識次第なんですが、少なくとも私の事務所において扱っている案件の中でも、現在36円や32円のもので工事中の案件というのはございまして、それは決して怠慢でおくれているだけではなくて、きちんとやっているんだけれども終わっていないものというのがあるようです。こ

れにつきまして、恐らく来年の、2018でしょう、2020とか、要するに来年中に終わる、少

なくとも来年の初期の段階で、ここで工事確定しているなというめどがきちんと立たない 可能性があるので、そういったものというのは恐らく調達価格の切り下げ対象になってき てしまうのではないかというふうに思います。

そうすると、結局、実務的には資金調達もやって、工事も着工しちゃっているわけなので、そこというの、事業のめどがつかなければデフォルトになるとか、何らかの形で解消措置というのをとっていかなきゃいけなくなってまいりますので、そういった意味で、今般のこの改正というのは結構実務的にはそれなりのインパクトをもたらすものではないかと。先ほど、ほとんどの事業者が大丈夫で、そういったものはないということでございましたので、このあたりは本当に事実関係がどうなっているか次第ですから、ぜひとも、そのパブコメのときにいろんな方のご意見を聞いていただいて、施工日2019年4月1日ということで、実務上そんな大きな混乱なく進めていけるのかどうか。それから、そこから運転開始まで1年というご提案ですが、その1年というのも、それで大体対応できるような、要するにグッドフェイスでやっている事業者が対応できるのかというあたりは、ご意見を聞いていただいた上で、最終的な制度の枠組みをつくっていただければと思いました。

今回の提案の中で出ている大きな考え方、調達価格をいつの時点でやっていくかとか、例えばトリガーの事由として、連系工事の着工申込をやって受理にするというあたりで、要するに発電事業者側でやれることまで全部終わっていて、あとは送配電側の責任で遅滞したところについては何らのサンクションも課されることはないとか、いろいろご検討いただいていて、今バランスのとれた形にはなっているとは思いますので、あと、日付のところにつきましては、ぜひともパブコメ等で各業界の意見を聞いていただいてご判断いただければというふうに思った次第でございます。

最後に、これは今回のこれじゃなくて、我々としては法的根拠として何に基づいて調達価格の切り下げというのをやっていくのかなというのは若干疑問に思ったところでございまして、私の理解しているところでは、特措法の3条10項ではなくて、調達価格告示のほうでされるというふうに理解しておりますので、そのあたりものをどういうふうに考えておられるかというのが必ずしも理解しておられない、理解できていないところの方々もいるかと思いますので、ご説明いただけると、皆さん、頭の整理ができるのではないかなと思いましたので、そのあたりお願いできればと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

今、質問もございましたので、ちょっと事務局のほうから簡単に。

○山崎新エネルギー課長

今、新川先生からご質問いただきました、以後の議論にも関係すると思いますので、こちらのほうでその点のみ、まずお答えをさせていただきますと。

この事務局案で、まさに送配電事業者がほぼ機械的に連系開始予定日を決定できる状態

にあると判断をし、それを受領するというのを不備なく受領した日と、こういうふうにしているわけでございます。これはすなわち、発電事業者側の都合で、どう言おうともう発電事業者側にとっては全ての系統連系工事以外の準備が整っているというふうに送配電事業者側が判断できるという日をこの案としては提示をさせていただいていますので、同じことをお答えしているのかもしれませんけれども、まさに送配電事業者がそうなっているかどうかをしっかりと判断をしていただいて、あとは系統連系工事に入れますよという段階かどうかということで判断をすると。

これは、その後にやっぱりだめだったとか、結局、やろうとしたけれどもできなかったとかいうところがあると、その時点で、さっき申し上げたようにキャンセルになって、もう一回受領がなされるということで公平性が担保できるものだというふうに考えてございますというのが1点目。

2点目のFIT法第3条第10項の適用ですかというご質問でございます。我々のこの事務 局案が施行日を来年4月、3月末までに着工申込の受領がなされているということにしているその背景としては、本件は第3条第10項の適用にはならないということを前提にしてございます。すなわち、このFIT法第3条第10項の適用というのは、まさに決めている価格テーブルを変えるというものを想定しているものであって、本件につきましては、当該未稼働案件について価格テーブルのどの価格を適用するかを決める、そういうものでございまして、すなわち、過去の例で申し上げると、例えば事後的過積載というものについて去年の8月から規制を変えましたが、その過程で何が起こっているかというと、事後的過積載をしたい方は、変更認定で調達価格が変更になると言っている。すなわち、調達価格が36円/kWhの人も現在の価格、例えば18円/kWhに変わるという制度が既に、これのみならず、価格が変更されるという制度が運用されてございます。それと同様の扱いがなされるということでございます。すなわち、法改正も必要なく、第3条第10項の適用も必要なくできるものだという整理をしてございます。

加えまして、新川先生からも今ございましたけれども、まさにこれ、申込み、不備なく 受領した日が3月31日ですので、ある一定のタイミングの前まで、これは今後実務的に詰 めないといけない点ですが、いつまでに申し込んでおかないと間に合わないということが ありますので、3月31日までに申し込めばいいという話ではないということもあわせて申 し上げておきたいと思います。

○山地委員長

ありがとうございました。

次、江崎委員なんですが、その後、大分前からオブザーバーの方の札が立ってまして、 岡本オブザーバー、それから森崎オブザーバーに発言していただきまして、それからまた、 委員に戻ろうと思います。

江崎委員、どうぞ。

○江崎委員

どうもありがとうございます。

基本的には事務局の提案に賛成でございます。最初の、昔、古いものに関してずっと工事をしていないというのは、ある意味、汚い言葉で言うと、法の穴を突いて、ビジネスモデル、不動産業界でよくやるようなビジネスモデルとしてとらえることができますので、やっぱりこれはかなり岩船委員も書いているとおり、厳しくやるのは非常に適切ではないかというふうに考えます。そういう意味でいうと、価格を2年後のところまで延ばしているというところも非常に温情はあるというか、ととらえてもいいんじゃないかというふうに思っております。

それから、工事が間に合わないということに関してのやっぱり考慮が必要ではないかというご意見はあるかと思いますが、ビジネスマンとしてはそれをちゃんと織り込んでビジネスプランをつくっているはずでございますので、それに関する温情を余りやるとなると、余り適切ではないだろうというふうに考えます。

それから、これから急いでやるようなことに関しても、この会議でも出てきているいわゆる系統系の情報開示という問題がやっぱりどういう判断をするかということに関して非常に重要ですし、これからどういうプランをつくっていくかということに関しても非常に重要なので、改めましてこれは荻本委員もおっしゃっているように、情報の開示というのが非常に重要になってくるということを改めて、ここで加速させるということも一緒にやったほうがいいんではないかなというふうに思います。

それから、蓄電池の利用に関しましては、当然この穴を突いてそちらでもうけようということで蓄電池の原資を稼ぐというビジネスモデルが考えられたんじゃないかなとは思われますけれども、一方で、蓄電池が需用者側の、特に今回、北海道地震でもわかったように、生き残るための施策としては非常に効果的であるというようなこともわかっているわけですから、それが混じらないような形でちゃんとやるというようなご提案になっていると思いますので、この政策がある意味、それを同視しつつ、だけども、もう一つは蓄電池を上手に利用するということに関しては非常に支援をするというような書きぶりなりメッセージを出すのが重要ではないかというふうに思います。

それから、特に蓄電池に関していうと、これは今日の話題じゃないかもしれませんが、 多分これはやるための障害になるようなものが幾つか存在していると認識しています。例 えば消防法みたいなものは、非常に大規模な蓄電池に関しては非常に大きな障害になるこ とがよくわかっていますので、そういうところをどういうふうに解消していくかというか、 問題点の部分をちゃんと認識しつつ、どうやってこういう蓄電池を上手に入れられるよう にするかということももう一つ考えていくべき問題になっていくんじゃないかなというふ うに考えております。

私からは以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、東京電力、岡本オブザーバー。

○岡本オブザーバー

どうもありがとうございます。

資料1と2それぞれについて、若干コメントさせていただきたいと思います。

資料1ですけれども、北海道での地震もありまして、非常にレジリエンスといいますか、 安定供給への関心というのは非常に高まっているという認識、我々も持っております。その中で再エネのような分散している電源の数というのはもっと生かすべきと、こういう議論があると、そう思っていまして、一方で現状の再エネではやはり力不足なところがあって、北海道の例でも、事務局の資料にあるように非常に役割が限定的であったと、こういうご説明だったかというふうに思っています。

今後、やはり再エネを主力電源化していくという中で、ぜひ系統安定あるいはレジリエ ンスということも貢献するような機能といいますか、そういったものを再生可能エネルギ ーにも具備していただけることが必要ではないかと思っておりまして。

それとちょうど一体的に私どもが進めるような今後の分散電源の大量導入を可能としながら、安定供給と、それから脱炭素化といったものを両立できるような、次世代ネットワークへの転換と、一体的に協調的に進めるべきものだろうというふうに思っておりますので、私ども一般送配電としても、今後の特に再エネのような分散型といわゆる系統との協調ですとか、あるいは再エネにお願いしていかなければいけないようなグリッドコードの課題であるとか、また必要になるネットワーク投資というのはどういったものであるのかといったことについては、政府のご支援もあるいは皆様のご支援もいただきながら前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っています。

もう一つ、きょうのいわゆる決めなければいけないことということで、資料2の未稼働 案件の件がございまして、私からもこの委員会でも申し上げたかと思いますけれども、や はり未稼働の案件が現状の系統の枠を抑えてしまっているという課題もありまして、今回 の案のとおり運転期限を、開始期限を設定していただいてこの対応をしていくということ が国民負担の抑制の観点からも、あるいは系統の有効利用の観点からもいいのではないか ということで賛成いたします。

若干、実務的な一般送配電の業務の中での課題といいますか、2点ほど申し上げたいんですけれども。1点は、1年を、この基準点から1年が運転開始期限ということで設定されるという案になっているんですけれども、現状、これからいわゆる着工申込というんでしょうか、そのプロセスに入るものでも、そこからやはり1年では済まない、私どもの工事が1年で済まないという案件もあるというふうに想定しております。今後、実際はどういう案件が申し込まれてくるのかにもよるのであれですが、一概に全て1年で私どもが終わるということではないと思っておりまして、その場合、その工事が間に合わずに当該期限を超過して、事業所様側に私どもの起因でご迷惑をおかけするというところについては懸念をしておりまして、連係工事が1年以上要する場合の柔軟な対応ということが可能に

なるようなことを今後詳細検討の中でご検討いただけないかと思います。

もう一つは、皆様からもご指摘があったんですけれども、恐らくこれは来年4月といいますか、今年度末に向けて申込みが殺到するかなと。もちろんそうではなくて、そういう申込み来ないのかもわかりませんけれども、可能性としては今2,000万kW以上のポテンシャルがあって、連係工事着工申込というのが一気に出るという可能性もありまして、その場合、一定期日までに、これは今回の資料では1カ月ぐらいで内容のチェックを一般送配電でやるので、今年度末までの受領ということで、そこで基準点を決めるということなんですけれども。これは申込みが殺到するということもやはり考えられますので、一定期日までに申し込んでいただいた案件は、当該年度中の受領、私どもの受領とみますというような扱いも、そういった配慮もしていただく必要があるかなというふうに思いまして。申込みが非常に膨大に積まれますと、想定している1カ月の間で処理できなくて、年度をまたいで事業者様にご迷惑をおかけするというところを若干懸念しておりますので、その点についても柔軟な対応というところのご配慮をお願いできればと思います。

私からは以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、有機資源協会の森崎オブザーバー、お願いします。

○森崎オブザーバー

ありがとうございます。

先ほどからご説明受けております内容でございますけれども、今回の検討の趣旨というのは、あくまでも国民負担の抑制が目的というふうに考えておりますけれども、例えばの話でございます。木質バイオマス専焼発電所のバイオマスの比率が、未利用の木質バイオマスが80、一般木質バイオマスが20の発電所の申請でできた発電所は、実際には一般木質バイオマスが40になっていると。一般木質バイオマスの比率に着眼しますと、20から40になってくるという、100%増になるわけでございますけれども。この場合は国民負担の低減という観点からして言えば、ある意味、推奨すべき事案かと思われるわけでございますけれども、このような場合にどのように考えたらいいのかというのが1点目でございます。

2点目が非FIT価格と入札に関してでございます。バイオマス比率が年間で増加した場合に、もしくは年間で40%以上を減少させる場合は非FIT価格というふうに示されておりますけれども、具体的には、この部分についてどのような価格にするべきとお考えになっているのかをお聞かせいただければというふうに思っております。

それから、3点目でございます。適用の対象についてでございますけれども、未利用の木質バイオマスを主体といたします発電所や製材の端材等を利用する1万kW未満の一般木質バイオマス発電所は、地域からの燃料材の供給によりまして、燃料種に変化が生じることが多いのが実情でございます。特に夏場と積雪のある冬場では、燃料材の供給が異なってくるようなケースの地域が多々あるところでございます。また、悪天候が続いた場合に

必要となるバイオマス燃料が手に入らないところも生じるわけでございます。

これらのことにつきましては、経済的なことを要因として行われるものではなくて、あくまでも自然条件に基づくものでありますので、またこれも必ずしも国民負担の増加につながるものではないことから、要望といたしまして、これらの地域に密着しています木質バイオマス発電所は対象外、少なくとも区分ごとのバイオマス比率まで規制することは対象外としていただくようなご検討もお願いしたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、災害時の対応でございます。上記のこと、今まで申し上げましたことにつきましては、先月の北海道の胆振東部大地震や大規模台風等によりまして、 広範囲に発生します大量の被害木を受け入れなくてはならない場合などがあります。この 比率の制度の範囲内では対応できない可能性があるというふうに思われておりますが、ど のような対応をお考えなのかをご教示いただければというふうに考えている次第でござい ます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。バイオマスについては、区分が多くて、比率の変更、バイオマスの中の比率の変更もあるということで、いろいろ取扱いに関しては今後詰めていく必要があるかと私も思っております。

それでは、まず辰巳委員にお願いして、それから太陽光発電協会のオブザーバー、増川 さん、それでその後、髙村委員、松村委員、圓尾委員と、こういう順番でいきたいと思い ます。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

まず、資料1の北海道のお話なんですけれども。北海道がブラックアウトし、全土が停電というお話を報道で聞いたときに、すごくびっくりしました。北海道にはたくさんの自然エネルギーがあるのに、何でそれがうまく使われなかったんだろうというふうに素直に思っていたんですね。それが家庭用の太陽光なんかは自立ができるからということで、かなりの方たちがうまく使われていたというきょうご報告を聞いて、それはとてもよかったと思いますが。

やっぱりそういう事態が起こったときにこそ、その再生可能エネルギーが力を持っているんじゃないかなというふうに私は思っていて、それがうまく活用できなかったというところでいろいろな問題点が見えてきているんだというふうに思います。だからこそ、いろいろ検討を今後していただくというお話でしたので、ぜひ地域分散型としてうまく使えるというとこら辺を検討していっていただきたいなというふうに思った次第です。それが北海道のことですね。

それからあと、なかなか稼働してくれない2012、2013年、2014年のときの事業者のお話

なんですけれども。本来FITというのは、やっぱり長期的に再工ネを導入していくために 優良な再工ネ発電事業者に参入していただきたい、だからこそ、国民も、負担にはなるけれども協力していくんだという形で、事業者を信じて、私たちも負担してきていました。 で、現状既にもう6年も経っていても、まだ稼働すらしていない事業者が認定枠だけ押さえているというふうな状況があるのを聞いたときに、岩船さんもおっしゃっていたんですけれども、事業者による理由とそうじゃない送配電の理由というのもあるだろうということではあったんですけれども、13ページにご説明がありましたけれども、何となくですけれども、私自身も、やっぱり事業者の側が一生懸命自分はいい再エネ事業者になるんだというつもりで参入してきていないというふうに見えてしまって、やっぱりそれぞれいろんな理由があるんだというふうに思います。

たとえ、今回いろいろ条件つくってくださって認めていく事業者も出てくると思うんですけれども、本当にその事業者が、今後もきちんと優良な事業者としてやっていってくださるのかというのが、とても私にとっては、私の目線からは不安です。それならもっと今までにちゃんとやっていたんではなかろうかというふうに思えてですね、ここにきて、お尻切られて慌てさせられて、じゃもうやるかというふうに動き出すような事業者というのは本当に信頼できるんだろうかというのがすごく心配です。それで、またもちろん賦課金も上がるわけですけれども。

だから、ぜひぜひ、今回のやり方でいろいろ公平性のことやら考えて検討してくださったというふうに思いますので、進めていただくことはやむを得ないというふうには思いますけれども、その後をちゃんと追っかけて、この人たちが、本当に20年、最低20年ですよね、20年以上やっていただかないといけないんですけれども、最低20年ちゃんとやるかどうかをチェックをしていくようなことというのをやっていただきたいなというふうに思っていまして。何か途中でもしかして権利を売るとか、何かそんなことが起こったりすることもあるかもしれないし。だから、そういう意味の、国にお願いするしか仕方がないんですけれども、国民がきちんと見ているんだよということをわからせるという意味で、プラスこれにアルファして、チェックしていただきたいというのが希望でございます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。では、オブザーバー、増川さん。

○増川オブザーバー

ありがとうございます。太陽光発電協会増川でございます。

私のほうからは、先ほど議論になっております、既認定案件による国民の負担抑制対応ということで、ちょっと少し意見を述べさせていただければと思います。

まず、1つ目ですけれども、認定していない案件がなぜ認定、いろいろ理由があろうかと思うんですけれども、ほとんどが2MWで7割ぐらいは、私の理解は、2MW、大規模案件

ということで、これは減川オブザーバーからも先ほどご説明ありましたけれども、土地が確保できていないとか、許認可が取れていないとか、建設が困難とか、結局採算が合わないとかというのがほとんどだろうというふうに理解しております。その中で、確かにできていないというのであれば、系統のわきを譲るとかというのができればいい、なかなかそれが現実問題できていないというのが今の課題かというふうに理解しております。

今回の対応につきましては、資料2の9ページにもございますとおり、国民負担をふやさないようにするとか、それから系統の空き容量を開放するためと、そういう目的を考えれば、我々業界としても、これちゃんと理解して対応していく必要があろうというふうには考えております。

ただ、我々が一番懸念しておりますのは、風評被害という、ちょっと違うとは思うんですけれども、今回の措置も、事業者から見れば厳しい措置、前回のここの委員会で議論されました価格目標、我々は非常に野心的だというふうに、そういう一連の政策パッケージが太陽光発電事業者にとってどのように見えるかと。もちろん、私自身はそうは思わないんですけれども、事業者の中には、国はブレーキばっかりでアクセル踏まないとか。あるいは、これは事業撤退、あるいは廃業を言い渡されたというふうに感じる事業者、中にもしかしたらいるかもしれない、それはあってはいけない、それを我々一番懸念しております。

ですので、そういう懸念を払拭するためにも、国にお願いしたいのは、今回を含めて一連の措置が決してブレーキではなくて、太陽光をFITから自立した主力電源に育てるために前向きな措置であると。再エネの主力電源化を目指す国の意志というのは揺るぎがなくかたいんだというメッセージをこれからもぜひ発信していただきたいと、これは第1番目。それから、2つ目は、メッセージに加えまして、実際の政策パッケージ。これからも、恐らく自家消費モデル等もいろいろ促進策は議論されると思うんですけれども、そういった話とか、せっかく空いた系統の容量でも、事業者がそれをやる気がなくなってしまったら意味がないんで、そこの事業者がちゃんとついていけるような価格設定、非常に難しいと思うんですけれども、下げながらもやる気のある事業者がついていけるような価格設定、非常に難しい舵取りではございますけれども、そういった一連の政策パッケージをしっかりお願いしたいというのが私どもからのお願いでございます。

それから、今回の話にも出ておりましたが、資料1のほう、太陽光発電の自立運転機能、住宅用で特に取り上げていて大変にありがとうございました。ただ、我々としては、我々の調べで85%の皆様に使われたということなんですけれども、実態は使い方がわからないから、自分の販売店さんにスマホで電話して、使い方を聞いて使ったとかという人も相当いらしたようで、そういう実際のユーザーさんの負担、あるいは実際に被災された販売店の方も相当苦労された、そういう負担を減らすために我々といろいろやっていかなければいけないなと、まず1つございます。

それから、もう1つですけれども、事後的過積載に関連した蓄電池を用いたもの。これ

につきましては、これ自体はそういう考え方は仕方ないのだろうと思うんですけれども、 そもそも過積載という言葉自体を我々としては変えていただきたいと。例えば高積載とか。 理由は、それって違法行為でなくて、そもそも下がった買取価格でも事業採算性を確保す るために皆さん努力している1つの、最初からやること自体はそれは悪いことではないで すし、変動も減るので、系統上も悪くない、ちょっと過積載ということ、もし、すみませ ん、その言葉直していただきたいなということと。

それから、実際に蓄電池から放電されるにしても、それはもともと太陽光の電気だった わけでして、それは恐らく扱いとしては、FIT卒業した太陽光と同じように、環境価値と かそれを普通の電気と違った扱い方をできるだろうなというふうに理解して、そういうこ とはぜひできるように、制度的にもいろいろ考えていただければなというふうに思いまし た。

それからもう一つ、これは岡本オブザーバーからもご指摘あったんですけれども、運転開始期限、これは来年の3月末までですと来年の4月1日から1年間、それからそれの後になりますと、着工申込受領日が1年間と、これはもちろん3年の縛り、3年の工事期間と同じ考え方であろうかと思うんですが、電力会社さんが一生懸命やってもそれは1年で終わらないこともあろうかと思いますので、それは難しいとは思うんですけれども、少し何か配慮する余地があるのであれば、ぜひご検討いただければありがたいなと思いました。私のほうからは以上でございます。

○山地委員長

では、髙村委員、お願いします。

○髙村委員

ありがとうございます。少し長くなるかもしれませんが、もっぱら資料の2についてです。

法的な観点からのご指摘は、基本的に新川先生のご指摘に私も共感をいたします。同時に、山崎課長おっしゃったように、FIT法の実務としてどうしてきたかというのはまさにそのとおりで、法律をやっている人間からすると大変居心地が悪いのでありますけれども、しかし、政策論としてここでは議論をさせていただこうと、意見を申し上げたいと思うのですが。

1つには、やはりこの制度改正を行うということにおいて、基本的な原則といいましょうか、というのは確認をしていただきたいというふうに思います。これは民間の、一度決めた価格を原則変更しないというのがFITのある意味では根幹で、それを事後的に変更するというのは、当然民間のお金を使って再エネ拡大する仕組みをつくっているので、しかも今コストを下げながら導入促進をしようとしているときに、民間の投資の予見可能性というのを、今この問題というよりは、将来においてまた同じような制度変更があるのではないかというふうに思われると、そうした民間のお金というのが動いていかないというのを懸念いたします。

したがって、昨年の調達価格の算定委員会では、バイオマスのところで随分ここ丁寧に 議論をしたと思いますけれども、基本的にはこれはFITというのは一度決めた価格で、決 められた期間買い取るというのが大原則であるということだというふうに思います。

それともう一つは、これは松本委員もおっしゃったと思いますし、JPEAさんからもありましたけれども、やはり太陽光を含めて再エネの主力電源化をしていく上でこれが意味があるものだということ、これは事務局の資料にも説明があると思いますけれども、これを具体的に政策パッケージとして、やはり同時に出していくということが必要だというふうに思います。

その上で、他方でこの今の未稼働案件を見たときに、やはりここに個別の事業者さんの事情はよくわかるんですが、他方でマクロな再エネ政策の観点からすると、この状況は大変問題が大きいというふうに思っています。国民負担の問題はもちろんですけれども、例えば入札の枠を決めるのに当たっても、一体どれだけ導入が進むのかというのがわからない中で入札枠を決めなければいけないという、再エネの導入する方向で政策を打つときの政策決定のバリアになっているというふうに思います。その意味では、やはり原則は先ほど申し上げましたけれども、しかしながら、今の事態というのはやはり何か解消する方法とるべきであるというふうに思います。

ただ、その上でやはり個別の事業者さんの状況を見た上で、この対応において配慮すべきという、特に発電事業者の責によらない理由で価格の変更ないしは買取価格、運転開始期限を超えてしまうというような事態が起こるようなものについて、きちんと丁寧に対処ができるかという問題ではないかというふうに思っていまして、基本的に今回事務局から出していただいているスキームは大変よく私も、新川先生もおっしゃいましたけれども、よくできているというふうに思うんですが、やはり少し配慮いただきたい点を幾つか申し上げたいと思います。

1つは、これは岩船委員もおっしゃいました、新川委員は事実認識っておっしゃったんですが、なぜ未稼働になっているかという実態が、いま一つ、いろいろこう情報は入ってくるんですが、おっしゃる方によってもかなり違っていて、やっぱりそこによって対応策かなり違ってくると思いまして、そこはできるだけつまびらかにする必要があると思います。

特に、系統事由が懸念されるわけですが、これは運転開始時での価格決定ではなく、その前に先倒した当初の制度というのが、やはり系統が一つの理由になっていたと思いますけれども、今回の12年度~14年度案件については、比較的まだ系統制約の少ない中で、しかも16年法改正で接続契約まではいっている案件。しかも、今回のスキームでは発電事業者側の工事が終わっている限りは価格が維持される制度だというふうに思っていまして、その意味では、問題は運転開始期限のところがどうなるかということが1つの論点ではないかというふうに、系統との関係ですね、思っています。もちろん、何が問題かという事実認識が変わってくると違ってくるとは思いますけれども。

細かな点で恐縮ですけれども、1つは、先ほどこれは岡本オブザーバーからもありましたけれども、受領というのが非常に重要なタイミングになるので、申込みの提出から受領の期間というのが、標準化といいましょうか、一種自動化、機械的に行われる必要があるというふうに思っております。したがって、特にここの点について、どういうふうに制度的に確保するか。特に、当面の制度変更による駆け込みが想定されるとすると、先ほどの受領とみなす対応というのは一つの案かと思います。

2つ目が、運転開始期限なんですけれども、こちらについて、これはこの委員会でも、 工事期間、工事費のできるだけ標準化、透明性と言ってきましたけれども、これ、多分同 じような問題があると思っていまして、これは、この制度、スキームにかかわらずお願い をしたいと思います。

個別具体的な案件でいくと、多分条例アセスにかかっていた案件が運転開始期限1年というのが厳しい可能性があって、ただ、条例アセスをこの12年~14年度案件については、定めている件というのは必ずしも多くないと思いますので、個別にかなり特定ができると思います。したがって、その個別に特定できるところを配慮をしていただけるといいんじゃないかというふうに思います。

あと、価格が変更される案件について、恐らく事業変更ですとか、パネル型式の変更等の変更が生じると思うので、従来ですと、変更認定でその変更申請が出された時点での価格となると思いますが、これは例外として、やはり扱う必要があるだろうという点。

それから、工事費負担金を払っているけれども、事業縮小、撤退をするという場合の違約金等々の系統工事費にかかわる契約上の問題についても少し整理をしていただく必要があるのではないかというふうに思います。

すみません、長くなって恐縮ですが。

未稼働の件については以上です。

認定取得の事業変更のところですけれども、基本的には太陽光の部分について、JPEAさんもおっしゃいましたが、基本的には、買取総額がふえない限りはいいことで、特に、ダックカーブの解消という意味では大変ありがたいというふうに思っています。特に、事業者さんがみずから蓄電池を設置して行っていただく分には。

むしろ、ここの問題で、ぜひ事務局でご検討いただきたいのは、非FITの再エネの量の 把握というのをこれからやはりきちんとしていく必要があるのではないかということです。 今回、区分経路で流れていくわけですけれども、系統には流れているのに再エネとして把 握できないと。あるいは、RE100の話を前回の委員会でも先生方がされましたが、FITによ らない再エネの拡大を考えるときに、ここの部分は制度的な対応が必要だろうと思います。 最後、すみません、バイオマスですけれども、バイオマスについては3つですけれども。 バイオマス比率の上限について、これは事務局への確認ですが、FITの対象とならない部 分、バイオマス比率が増加したことで、しかしFIT対象とならない部分については売電を してもよいということだと理解していますけれども、それでよいか。実際そうされている んじゃないかと思います。

今のは質問ですが、その上で、大規模なバイオマス発電所の場合に、今ここで問題になっているのは、買取総額をできるだけやはり認定時から余り大きくならないようにしようということだと、大規模な発電所の場合に、一律パーセントだと、そこがなかなかコントロールしがたいのではないかという点です。ですから、言い方を変えると、大規模なバイオマス発電所がバイオマス比率を増加する場合には、むしろ絶対量の一定の上限を設けるということも一つの案じゃないかというふうに思います。

それから、廃棄物の発電について、このバイオマス、廃棄物発電も入っていると思うんですが、地域の廃棄物の量を削減をしていくことが、基本的には環境政策上、方向性としてあるので、特に自治体ないしは事務組合が稼働している一般廃棄物処理施設については、この変動について予測がしがたいというので、一定の特例が必要じゃないかというふうに思います。これは災害廃棄物の観点からもあるかもしれません。

最後ですけれども、情報の問題がやはり非常に大事だと思っていまして、今回、バイオマス比率のご提案をいただいたときにデータベースを見てみたんですが、どこの発電所でどれだけバイオマス比率で動かしていらっしゃるかというのがよくわからない状態になっていまして、この制度改正がどういうインパクトがあるかというのがなかなかちょっと見えにくかったというふうに思います。これは、先ほどの未稼働案件の話とかかわりますけれども、やはり認定時期、稼働時期、あるいはバイオマス比率等々、できるだけ情報公開を国民にしていくという意味でも、そのデータベースの充実化というのを図っていただけないかというふうに思います。

すみません、長くなりました。 以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。 松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、きょう新川委員が自分の事務所のクライアントの話をしてくださいました。ということは、ある意味で、新川委員は直接担当していないでしょうから、直接の利害関係者ではないけれども、事実上利害関係者でもあることを明確に言っていただいた。これはとても重要なことだと私はいつも思っています。中立者の顔をしているのだけれども、実は利害関係者というのを隠して発言が出てくることは本来望ましくないことで、今回、利害関係者であることを明確に言っていただいたことは、公正で誠実な姿勢で、とてもよかったと思います。

その上で、事業者の意見もよく聞いてというご発言に関しては、それは確かに関係から すればもっともなことですが、未稼働案件に関しては、こんなものを支えるために消費者 はすごく高い賦課金を負担するということを、本当に同意していたのか。消費者には相当 に大きな怒りがあるのではないか。消費者の一人一人がパブリックコメントなどに意見を 出してくださるかどうかはわからないけれども、消費者の利益にも目を向けるべき。事業 者の意見も重要だけれども、消費者の意見も重要だということは認識した上で、今後の議 論をしていっていただきたい。

それから、そもそもこれはルールの不備だったじゃないかというようなことを言い出せば、確かにそのとおり。その当時の制度設計に参加できなかった私たちはもうごまめの歯ぎしりだし、その参加していた人も針のむしろだと思う。しかし、これは自然な制度設計をすれば、発電時に価格を決めていればこんなことは起きなかったという批判に対しては、それを選択肢の1つとして明確に考えたのだけれども、それでは事業のリスクが大きすぎると判断した。何かの理由で、例えば系統接続などの理由で、ほんの1日運開がおくれただけで大幅に価格が下がる可能性があるとすると事業のめどが立たない、リスクが大きすぎるから、こういうルールにした。一方的に不合理な制度ということはできない。しかしここまで長く稼働しないもののリスクを軽減するためにやったということでは、もともとなかったと思います。制度の趣旨に著しく反するケースに関して、ずっと議論してきて、それでようやく抜本的な対策を打ち出したということ。不意打ちでないと思っています。

実際の事業としては、私たちはちゃんと真面目にやってきた。でも、それでもそうなっているという人きっといると思いますけれども、それでも、いくら何でも、もう価格認定とってからここまで動かないというのは、いくら何でも遅すぎるということが前提となっていて、それでも、だから、もうきょう打ち切るということはしないで、まだ出す機会を設けるという格好にしているのだということは理解する必要があると思います。

次に、期限に間に合うかどうかで、今回の事務局案でも、年度末までに提出すればオーケーという格好ではなくて、恐らくどこか1月末なり、2月末なり、どこか区切って、そこまでに出す必要があるということになると思います。そのときに、そこまでに出したものは、仮に処理がおくれて対応が4月1日になる、5月1日になったとしてもオーケーとするのか、もうおくれたものは、そんな駆け込みの時期に出したというほうが悪いからだめとするかは、選択の問題だと思います。今回はこの議論があって、それから設定される期間まで相当短いですから、やはり岡本委員がおっしゃったとおり、1月末までということを決めたとすれば、1月末までに不備のない書類を出したのであれば、仮に送配電側の事情で処理が5月1日になったととしても、年度、期限内までに出されたものと扱うのが合理的だと思います。

次に、住宅用太陽光のリプレースに関してです。住宅の余剰太陽光は10年の買取り。10年の買取りだけれども、10年使うことを前提として、そもそも10年使ってほしいということでこの制度を始めたのではないと思っています。つまり、10年たった後もしばらくは使ってくれる、例えば20年とかは当然使ってもらえるものと期待して後押しした。そうすると、リプレースをして、まだ10年使えるものを捨て、新しい機器に取りかえると、それでFITで補助してもらえて、そうでないと補助してもらえないなんてことになり、まだ使え

る機器を破棄するとか、ほかのところに転売するとかなんて、そんな非効率的で愚かなことを促す制度にすべきではないと思います。私は原則として、同じところでリプレースだからくださいというのは変だと思います。

もっとも、20年もたった後で、今度住宅を建てかえるというところで、屋根材と一体型のPVをもう一回つけるときに、そのときにまだFIT制度が残っていれば、それをリプレースとして認めるというような対応を考えるのは意味あると思います。しかし原則としては認めないほうが自然だと思います。

それから、戻って申しわけないですが、1年後にというものについて、この1年後というのは、送配電のほうが1年ぐらいで通常対応できると考えたのではないと思っています。私は、それよりも期間がかかるものが、多くはないとしても、一定数はあることは承知の上で出している。つまり、これは仮に送配電の理由だったとしても、もうこれ、ずるずるといつまでもいつまでもやっていたら国民負担はいつまでも確定しないし、どこまで拡大するかわからないので、系統の本当にきついところで工事に時間がかかるようなところに設置するものが、実際に動かせないのだから、いつまでも特権を維持しているのではなく、機械的にどこかで切るという提案だと思っていますので、これは個別に見れば、もっと時間かかるところあるじゃないか、だから個別に柔軟にという対応ではなく、1年で切ってしまう対応は、私は合理的だと思いました。

最後に、災害時の対応に関してですが、まさにこのとおり、家庭用PVがとても威力を発揮したということだと思います。それから、使い方とかがわからないというのは、確かにご指摘のようなことがあり、事業者も多大な努力をしてくださったし、経産省のほうも使い方だとかをいろいろな形で情報発信してくださった。これはとてもよかったと思います。災害時に対応はできるということは、何もこの地震でわかったわけではなく、ずっと前からわかっていたこと。これはメリットとして十分評価されてしかるべきだし、従来からも評価されていた。

しかし、実際に工学のプロの方で、例えば元電中研の研究者で、こんなものは全くナンセンスだ、非常時に役に立つ、携帯電話に充電できるなんていうことがあったとしたって、そんなものなら手回し式の充電器を備えておけばいいじゃないか。だからこんなのコストとして全くペイしない、愚かな考え方だなどということを本気で書いている人がいたわけですけれども、そんなことを言うほうがよっぽど愚かだと私は思います。家庭用PVは災害時だけで使うわけではなくて、ふだんから当然に使っていて、災害時にも役に立つということ。そんな当たり前のことがわからない人が実際に電気のプロにもいるということを踏まえて、今後、災害の記憶が薄れた後でも、この重要な機能を軽視するような愚かな議論が繰り返されないようにすべき。この点は、地震の直後だけではなく、ずっと長く記憶されておくべきもの。しかし、これはあくまでも補助的なものなのであって、ふだんに発電することが重要だということは、認識しておく必要があるかと思いました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員

私も、今回の事務局の提案は、非常に公平性等色々ななことを考えたしっかりしたものだと思いますので、このとおりでいいと思います。このとおりでというのは、例えば、岩船先生が系統側の要因への配慮は必要ないとか、2年前の調達価格ではなく、その年の調達価格を、というようなご提案をされていますが、気持ちはとてもわかるけれども、事務局提案のほうが合理的と思っています。

少し説明します。私も金融業界の片隅に身を置いている立場として、気になるのは、新川委員や髙村委員がおっしゃったことと本質的には同じで、政府が一度決めたものを何かしらの要因で途中で変えてしまうとすれば、当然その政府の今後のいろんな決定に対しての信用力がなくなってしまい、これがファイナンスの問題に直結することです。再エネだけではなくて、例えば容量市場ですとか、今、火力発電含めいろんな投資に対してのファイナンスの難しさを克服しようとする制度をつくっている中で、そこに影響出ることをとても懸念して見ていました。

ただ、今回の資料でいうと、7ページにある表を見て、私の中ではかなりそれが払拭できたと自分で理解しています。つまり、何年に認定をとったものであったとしても、ここに書いてあるように、運転開始時期によって、おおむねコストがそろっている。その一方で、算定委員会のほうで調達価格を決めている際には、一定のリターンを想定して、コストベースに調達価格が決められている。ということであれば、たとえ12年度、13年度のような高い調達価格の認定を受けたものであったとしても、遅れて完成したら、そのときのコストは遅れて認定とったものと変わらないと考えるのが通常だと思います。

要するに、工事費負担金などは、年度がいつかによって電力会社さんが価格を変えるとは思えないですし、それから、パネルの値段についていえば、当然年々下がってきているものですから、古い認定をとった事業者が、そのときに高いパネルを買って倉庫に眠らせておくなんていう、事業者としては考えられない行動をとれば別ですけれども、普通は最後の最後にパネル買うでしょう。ということであれば、ここで事務局がご提案になったような形で整理をすれば、当初想定していたリターンは、要は利益率はきちっととれる。、そこまで事務局の資料には書いていないですけれども、経産省としてはそう考えてこの制度をつくっていると私は理解できます。そういう意味では、金融の立場から見たファイナンスへの影響というのは、ないのではないかなと思います。

オブザーバーの方がおっしゃったような、これだけ延びている理由が、土地の取得の問題であったり、許認可の問題であったり、斜面だからコストが高くなるとかという問題であったとすれば、当然この制度の変更とは全然別の要因で事業が立ち行かないという話です。これは、火力発電所であっても原子力であってもよくある話で、直近でもいろいろ検

討した結果、石炭火力の建設を検討途中でやめる、手がけていて途中でやめるというケースもありましたし、原子力だって、当然いろんなことをやってお金をかけた上で、途中で諦めるということだって、過去にもありました。それと変わらない整理ができるのではないかと思っています。

それから、住宅太陽光のリプレースの問題は、これは松村先生がおっしゃったのと全く私は同じように思っています。もし住宅用太陽光のパネルには粗悪品が使われていて、10年しかもたないというのであれば、考えるところはあると思いますけれども、恐らくは事業用と同じような品質のパネルが据えつけられているでしょう。事業用の太陽光は20年の買取りになっているわけですから、松村先生おっしゃったとおり、10年でFITが切れた後は、まだ使えるものを無理やり取りかえるのではなくて、残りの10年間は何かしら有効な活用方法をみずから考えていっていただくのが、エコな発想ではないかと思います。ですから、20年たったころに、それでもまだこのFITという制度が生きていて、何かしら対応を考える必要があるとすれば、そのときにこのリプレースの問題をどうするかを考えればいいと、今考える必要はないだろうと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。

一巡はしたんですけれども、今またお二人立っておりますので、2回目の発言ご希望なんですよね、新川委員、辰巳委員。

じゃあ、新川委員、辰巳委員と回したいと思います。

○新川委員

先ほど松村先生のほうから利害関係者だというご発言がありましたが、私が申し上げたのは、別にうちのクライアントを守るために発言しているわけではございませんで、実務家として、今回のような改正をすると、今後再生可能エネルギーというものをサスティナブルなものとして持続していこうと思ったら、今後とも民間が投資しようと思うような形で制度を運営していく必要がありまして、そういったときに、取引の予測可能性というのを守るような形で対応していかなければ、そういったものが持続していかないのではないかという点です。大きな事務所ではいろんな仕事をしているわけで、どういうふうに実務が動いているかというのを見ながら対応を決めていくというのは当然のことではないかと思う次第です。

したがいまして、その点をご指摘申し上げたくて申し上げた次第でございまして、事務 所依頼者の利益を守るための発言ではないということを申し上げたいと思います。

○山地委員長

では、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

住宅用太陽光のリプレースの話なんですけれども、基本的に2019年に外れる人たちは、

とても古くからつけている方も大勢いらっしゃるわけで、だから、先ほどから出てきている10年でだめになるようなパネルじゃない、それはそのとおりだと思うんですけれども、2019年においてのみは何かちょっといいのかなと、それちょっとそういうふうに今疑問に思ったわけで。例えば、本当に性能が落ちてしまっていて、それでかえようと思う人がいたときに、ちょうど19年で終わりだからやめるよりも、やっぱり新たにつけてくださるほうがいいような気が私はするんですけれども。それをリプレースと認めないということでいいのかな、どうかなというのは、ちょっと何となく私自身が悩ましいなというふうに思って。翌年以降はもう起こらないというふうに思いますけれども、そのところだけは、古い太陽光パネルをこれを機会に新しくしようという人に対しても同じ扱いでいいのかどうかというのは、もしそうであるならば、2019年以降の、10年以上もつじゃないという話の人と整合性が合うような何か説明が要るような気がしたもので、どうでしょうかという、ちょっと気になったもので、すみません、追加的に申し上げました。

以上です。

○山地委員長

あとは、JPEA、増川さん、立っておりますので。

○増川オブザーバー

ありがとうございます。

今、辰巳委員からもお話ありましたので、私から申し上げることはないんですけれども、辰巳委員がおっしゃいましたように、2019年度に卒業される多くの方々は、恐らくは20年近く、あるいは20年以上、住宅の太陽光が始まったのは1993年だったと思いますので、そういう方々が多数いらっしゃると。その古く入れられた方々というのは、相当高い価格で設置されていますので、もとをとれていない人も相当いるというのは、ちょっと申し付け加えたいなということで今発言させていただきました。

以上でございます。

○山地委員長

祓川さん、いかがですか。

○祓川オブザーバー

私はFITの2010年制定前から経産省さんと事業者を代表して種々の交渉をしてまいりました。そのときに、FIT価格の選定において、経産省さんのほうは完成時価格とすべし、あるいはFIT価格を設定しても期限を設定すべしと、あくまでもその中での価格であるという趣旨のご説明をいただいた記憶を持っています。経産省さんが怠慢であったと私は思っていません。

ただし、私どものほうからは、導入の加速化と再生可能エネルギーをやられる事業者の皆さんというのは適切な対応をするということなので、かかる経産省さんのお考え方を撤回いただいて、今回のつくっていただいた制度になったというふうに、歴史があるというふうに考えております。

したがって、未稼働案件はそういう趣旨からも反するということなので、やはりそれに 対する徹底した対応が必要であろうと。

一方、先ほど送配電事業者への着工申込が1年間で足りないとか、いろいろなご議論もあったかと思うんですが、既に接続契約を締結し、工事負担金契約を締結し、前金を払った案件は既に2年以上経過しているんですね。その期間も十分考慮して、1年間というものが妥当な期間だというふうに私は思っています。本来だったらもう既に打ち切ってもいいというものを、経産省さんの配慮で法的なこともお考えになられてやられたんだというふうに思っています。

以上です。

○山地委員長

松村委員。

○松村委員

まず、法的安定性について、ちょっと考えていただきたい。これは、初期に高い値段をつけて、想定どおりすぐにやって、その結果ずっともらっている人に対して、20年はもらい過ぎだというので、急きょ10年にするとか、10年以降は20円にするとか、そういうことをしたとしたら、予見可能性を著しく損ねる、今後同じことをやられたらかなわんということを考える必要があるのはもっともかもしれないし、消費者も支持をするかもしれない。今回の場合は未稼働案件の、これで明らかに趣旨に反するようなことをするのだけれども、法律上はぎりぎりセーフかもしれないなどというような抜け穴を探すことをしてもペイしないという先例にはなるかもしれないけれども、消費者の期待に応えるような、迅速な経営をする効率的な事業をしている大半の人たちにとって著しい打撃を与えるものではないと思います。そうすると、予見可能性としては、のんびりやればいいと思っていた人たちが、ルールにあぐらをかいてのんびりしていると今後本当に制度が変わるかもしれないというので、確かに行動が変わるかもしれないけれども、これが本当に予見可能性という観点から深刻な問題を提起しているのかどうかは、もう一度よく考えていただきたい。

それから、家庭用の卒FITの件は、確かに古いものは御指摘もっともなのですが、その古いものは、要するにFIT制度が始まる前からつけているものですよね。そのころ、すごくコストも高かったわけですよね。つまり環境意識が高くて、高くてもつける人に関して、次にもう1回FITで支えないとリプレースしてくれないのですか。これだけコスト下がってきているのに、ということは考えていただきたい。

しかし、いずれにせよ、そういうケースのときにも、全部根こそぎだめというのか、限 定的に認めることを考えるのかに関しては、今後考える余地はあると思います。しかし、 私は、やはり原則は認めないということでいいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。

最初の議題の議論は、このあたりでよろしゅうございますか。もう大体、始まっておお むね2時間くらいたっております。

事務局のほうでどうでしょうか、今までの議論で少し対応できますか。

○山崎新エネルギー課長

最後に話題になりましたFITのリプレースの話について、一応制度当局からご説明を申し上げますが、基本的にはこのFITのリプレース価格をつくるかどうかというのは、調達価格等算定委員会の権限になる部分だと思ってございます。調達価格等算定委員会において、この資料でも提示をされていますように、いわゆるリプレースの価格が設定されているのは中小水力と風力のみでございます。この点につきましては、当時の議論は、やはり土地の制約等があって、そこでもう一度同じものを建てないとなかなか再生可能エネルギーの推進にとって支障があると、すなわち同じ場所で同じようにやることが極めて土地制約、立地制約があって問題である案件について、すなわち中小水力と地熱と風力についてつけたということでありまして、同じ議論が住宅用太陽光に当てはまるのかというと、当てはまらないというふうに今のところは判断されているということでございます。

それは、もともとは当然松村委員からもございましたように、FITを一度もらった人は、当初昔からつけていた人であろうと途中で適用になった人であろうと、やはり一度FITもらった人は、そもそもそのFITが終わってもその設備を使い続けてもらいたいということとともに、さらにFITから自立して次のサイトを使用していただきたいというのが、FIT制度のもともとの趣旨であるからでございます。

ということで、私が偉そうに述べる話じゃないですが、そういう趣旨のもとで運用されてきたというふうに理解をしていまして。住宅用太陽光については、そういったリプレース価格が設定されていないということは現時点でできないということをご報告させていただいたということでございます。

髙村委員から非FITの再工ネ量の把握をするようにという御意見をいただきました。現在でもやってございますが、これからどんどん非FITがふえていくということで、制度も含めまして、しっかりと検討して進めていきたいというふうに思います。

かなり議論になりました、いわゆる運転開始期限が1年でいいのかとか、受領はどんなタイミングになるのかといったところの詳細は詰めなければいけないということではありますが、やはり間違えてはならないのは、我々の事務局案は、適正なものは駆け込むことなく、期限までに間に合う前提で考えています。かといって、松村委員もおっしゃったように、間に合わないものも出てくるわけですけれども、そこについてどう考えるのかというところで1つの整理学を示したものだというふうにお考えいただけたらと思います。

また、辰巳委員が、最低20年やることをチェックできないかといったような話は、次の 議題かもしれませんが、事業規律というか、長期安定電源とは何かといったあたりで引き 続きご議論いただければなと思います。

あと、日本有機資源協会及び髙村委員からバイオマスについてのご意見をいただきまし

た。この点については、我々の事務局案は、まさに国民負担の観点から、一定の制約を設けて、今は制約がないものですから、一定の制約を設けて、具体的にはある一定の比率を超えるようなこと、それも特におっしゃるとおり高い案件が少ないというふうにされていたので、その高い調達価格の案件がふえていくといったことが国民負担にとって問題だということをもってこの案を示させていただいていますが、細かいところの微修正というものは可能だと思ってございますので、まずは総論でそういった案を示させていただいたというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

この既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応、非常に緊急性の要する重要事項で すので、ちょっとここで私のほうでの現時点での取りまとめをさせていただきたいと思い ますけど。

まず、未稼働案件への対応です。未稼働案件への対応は、国民負担の観点はもちろんですし、いわゆる系統接続容量問題等あって、今後に新規開発を促していく観点からも大変重要だと思っています。今回の対応を考える上でまずどこから着手するかと言えば、運転開始期限が設定されていないものについても、その中で早い段階で接続契約を締結できていたものがあって、それはそれだけ早く運転開始するだろうと期待していたわけですね。にもかかわらず、これだけ長期間運転が開始できない、それで将来的に高い調達価格で買い取りされていく、これはFITの制度の趣旨に反するという認識と思います。

それから、先ほど冒頭でもちょっと申し上げましたけれども、これから再工ネの導入量をしっかり伸ばしていく、安くていいやつを伸ばしていくという意味でも、この未稼働案件の解消というのは必要だと。このあたりに関しては、共通の理解が得られているのではないかと思います。

それで、もっと厳しい対応でもいいのではないか、運開時点の価格とかそういう意見も ございましたし、それから一方では、しかし、実務面での実行可能性にちょっと懸念があ るのではないか、そういうことも言われました。

しかし、全般総合して見ると、事務局の案というのはバランスがとれているのではないかと思います。この委員会の方針としては、基本的に事務局の案のとおりでいいのではないかというのが、私の取りまとめに当たっての考え方です。

ただ、さっき課長からもお話がありましたけれども、運転開始期限の1年というところ について、実務的な問題を含めていろいろと問題はあろうかと思うので、ここは実務面の 設計について、事務局のほうで留意していただきたいと、そのように思います。

運転開始期限を超過した場合の取扱いということについては、これは調達価格等算定委員会の職掌といいますか、そっちの議論の必要がありますけれども。事務局にはやっぱり対応、非常に期限が切られていますから、並行してパブリックコメントなどの必要な手続

を進めて、それを踏まえて速やかに送配電事業者と実務の詳細を詰めて具体化をしていた だきたいと。

それから、2番目の事後的な蓄電池の併設とかバイオマス比率の変更ですけれども、これ、積載というのは、確かに過積載は法違反みたいだからちょっと表現は工夫したいと思いますけれども、過積載を利用した蓄電池、事後的に蓄電池を併設するということは、少なくともしかし現行のFIT制度では認められないということは明確化しておく必要がある。今後は、事務局提案の方針の中で認められるように制度改正をするということで、おおむね大きな異論はなかったのではないか。

一方、バイオマス比率の変更、これについては、バイオマスの中での比率の変更を含めて、もう少し詳細を詰める必要があるというふうに意見が出まして、私も実はそういう考えがあります。ただ、これに対しても国民負担の上昇を抑えるという意味では、事務局が提案しているように、入札制度の仕組み、既に導入したわけで、それを参考にして、国民負担の抑制が目標であるということを明確にした上で、FITの買取りに上限を設けるとか、そういうしっかりした管理をやっていく、そういう総論的な方向では皆さんの意見は一致しているかと思います。これも事務局に、速やかに施行できるように、必要な手続とか、運用の準備を進めていただきたいと思います。

最後の太陽光発電設備、住宅用のリプレース、これもいろいろな議論が出ましたけれど も、課長が言ったように、これは現行区分がないのでやれないわけで、いずれにしても、 もし認めていくなら、調達価格等算定委員会で議論ということになると思います。

とりあえず前半は以上で取りまとめさせていただきたいと思いますが、今もう5時をちょっと越えまして、ここから後半の2番目の議題に移りたいと思います。

事務局から資料3の説明をお願いします。

○山崎新エネルギー課長

それでは、資料3、簡潔にご説明を申し上げたいと思います。長期安定化に向けた事業 規律の強化と地域共生の促進に関する論点としてまとめさせていただいてございます。

1ページ目は、今まで提示させていただいた論点と今までのご意見のまとめでございまして、続きまして、I、現状というところをごらんください。まず、3ページ目でございます。まず、最近自然災害等が相次いでございます。その中で、まず太陽光発電及び風力発電について、どのような被災状況だったのかといったところを整理させていただいてございます。

まず、太陽光発電でございます。 3ページです。太陽光発電の中でも50kW以上と50kW未満で、実は制度が分かれてございまして、50kW以上の事業太陽光につきましては、電事法上の事故報告義務がなされておりまして、これに基づいて報告をされたものが下の表にあります計41件の事故報告でございます。土砂崩れによるパネル、パワコンの損傷、さらには台風による強風によるパネルの破損、こういったものが多く報告されてございます。

4ページをごらんください。今申し上げましたように、50kW未満の事業用太陽光につき

ましては、電気事業法上の報告義務はございません。したがって、何らかの形で推測をする必要があるということで、2つの種類で推測をしてございます。

1つ目は、7月の西日本豪雨の前後で発電量が大幅に落ち込んだ案件として、我々が今FITの運用をしてもらっています費用負担調整機関でいわゆる交付金の調整をするのですが、その集計で大幅に実質発電がなくなっているという案件がどの程度あるかというのが下の表でございまして、0.2%、容量で言うと、そういったものがこの前後で発電ができなくなっているということでありまして、50kW未満においても被害が出ていると、こういうことかと思ってございます。

または、この右のほうでありますが、台風におきまして、台風20号及び21号の通過後に、ある民間会社、ここはNTTスマイルエナジーさんの提供を受けていますが、50kW未満の遠隔監視をしておられる会社さんのデータをこのたび許可を得てこちらに載せています。例えば一番下、台風21号の通過後、大阪府と和歌山県では7%近い案件が長期に発電を停止していると、こういったような50kW未満の太陽光の例があるということでございます。

続きまして、5ページ目でありますが、太陽光発電でございますが、この左の表にありますように、実は大きさによって電気事業法上の義務が変わってきてございます。50kW未満につきましては、技術基準の適合義務がある中で、保安規程等の義務がないというこういう状況。これだけではありませんけれども、50kW未満の導入件数なり導入容量が多いという問題は、この委員会でも、前回の中間整理前も含めましてご議論いただいていますが、これが1つの原因になっているというふうにも考えられるところでございます。

6ページ目でございますが、こちらは最近、まさに10月1日と書いてありますが、電気設備の技術基準の改訂などを行っているということで、従来に比べて2.3倍の耐風圧性能が必要になっているというような改訂も、同時並行で行われているというご紹介でございます。

続きまして、7ページ目でございます。8月29日の資料にも紹介をさせていただきましたが、台風20号で兵庫県の風車が倒れたという、こういう事例がございました。こういったことについて、事故検証結果に基づきまして、現在対応しているということが7ページ目、8ページ目にご紹介をさせていただいているところでございます。

以上、安全に関するような事例でございます。

9ページ目でございます。加えまして、最近はやはり再エネ設備につきまして、地域とのトラブルといったようなものが多く報告をされるようになってございます。これも8月29日の資料でもご紹介をさせていただきましたが、我々が通報システムを持ってございます。通報システム、情報提供フォームに宛てられたもので、自治体からいただいたものの例を下のほうに並べています。条例違反しているんじゃないかとか、地元との調整がうまくいってないんじゃないか、こういったような事例の報告がなされているというご紹介でございまして。

以上踏まえまして、本日ご議論いただきたいと考えている今後のこの事業規律の方向性

の案でございます。11ページ目でございます。FITの創設以降、10~50kWの小規模太陽光 が急速に増加をしておりまして、昨今の災害に伴いまして、報告義務がない50kW未満の被 害件数も報告されているということは先ほどご紹介したとおりでございます。

また、地域における調整の難航案件、あとは太陽光パネルの適切な廃棄はなされるのかといった懸念が数多く寄せられているところでございまして、こういった再エネが長期安定的に責任ある電源としてなるための条件をより加速化して、深めていくべきではないかということでございます。

12ページ目でございます。ということで、安全の確保及び地域との共生において、今一 歩深掘りをした制度が必要ではないかという案を提示させていただいてございます。パネ ルの廃棄につきましては、次回以降ご議論いただくと、こういう整理でございます。

ということで13ページ目、5つの論点に分けていますが、まず13ページ目をごらんください。まず最初は、電事法に基づく技術基準の適合性確認における法規制の執行強化の提案でございます。50kW未満につきましては、先ほどご説明を申し上げたように、2MW以上、さらには50kW以上、その他の区分と比しまして、電気事業法に基づく適合義務が課されているものの、専門性のある者による確認が行えていない場合があると、こういう状況でございます。最近そういったところの懸念が増してございますので、この電気事業法上の技術基準の適合、これに適合しなきゃいけません。適合しなきゃいけないというものについての疑義があると思われる案件を特定した上で、電事法やFIT法に基づきます報告徴取、立入検査を実施しまして、必要に応じて指導、改善命令、さらにはFIT法上の認定の取り消し等の厳格な対応を速やかに行うこととしてはどうかと、こういう提案にさせていただいてございます。執行の強化の提案でございます。

続きまして、14ページ目でございます。この電気事業法は、国が性能を技術基準で定めまして、これを満たす設備を事業者の責任で設計、工事、確認をしてやるということでございます。したがって、事業者みずからが技術基準を満たすということになっているわけでありますが、特に50kW未満の太陽光発電の事業者については、電気保安に関する専門性を有していないために、構造強度が不十分な疑いのある設備を設置している可能性があるということが昨今わかってきてございます。

したがいまして、この50kW未満の小規模太陽光については、保安全体の流れからは若干逆行するところはございますけれども、国が決めた性能基準ではなく、まさに仕様までを定めてしまい、これを原則化するということを今年度中に検討を開始して、具体化していくということでどうかという案でございます。

15ページ目でございます。斜面の規制でございます。今般、先ほどご紹介したように、斜面から太陽光パネルが崩落するといったような事故が起こってございます。現在の規制はどうなっているかを申し上げると、1つ目のポツに書いてございますように、急傾斜地法の指定する斜面、周辺に一定規模以上の人家、病院等の施設が存在するなど特別な要件、都道府県知事が指定した区域なんですが、そこに設置してはいけませんということになっ

ているということでございます。ということで、そこのリスクをちゃんと勘案するということになっているということでございます。

ということで、実際に西日本豪雨で発生した斜面の崩落案件というのは、この急傾斜地 法の指定を受けていない斜面で起こっているものでございまして。最後のポツに書いてご ざいますけれども、今後今年度中に検討を開始しまして、太陽光発電整備の斜面設置に関 し、この急傾斜地法に限らず、太陽光発電特有の斜面規制というものをより強化する形で 設定するという方向で動き出すことでどうかという提案でございます。

以上が安全に関することでございます。

16ページ目からは、むしろ地域との共生といったところに関係するものでありまして、 論点4、これは去年の4月に施行しました改正FIT法で、事業計画ガイドライン等で明確 化しながら、この標識及び柵塀の設置義務づけと、これはもう義務でございますが、この 設置していない事業者がございます。これに対しては必要に応じて口頭指導を行っている ところですが、実は改正FIT法の経過措置期間というものが超過した今年度におきまして も、引き続きこうした不適切設備の情報が寄せられている状況でありまして、こちらにつ いて今年中に改めて注意喚起をしながら、またはその不適切案件はこんなものだよという のをわかりやすく提示をしながら、その上でやらならないような事業者については、必要 に応じて現場確認を行った上で、認定基準違反としてFIT法に基づく報告徴収、立入検査、 指導、改善命令、取り消しの厳格な対応を速やかに行っていくということで、地域の不安、 懸念に応えていくといったことでどうかと考えてございます。

最後、17ページ目でございます。自治体の先進事例を共有する情報連絡会の設置と書かせていただいていますが、全国各地で先ほど申し上げたように、トラブルになるような再エネ設備が増加してございます。我々の通報システムにもそのような事例が寄せられてございます。そうした中で、昨年4月に施行した改正FIT法というのは、この条例も含めた関係法令の遵守をまず義務づけて、関係法令遵守違反のときには、FIT法の取り消しも含めた対応を行うと、こういう体系で対応しているところでございます。これは、地域の事情がさまざまなので、地域でのルールを国が法令等で一方的、一律的に求めることは適切ではなく、その反面、まさに地方自治体にある条例策定、条例によってしっかりと地元の事情に応じた形でルールを決めていただき、そのルールに反するような場合には、FIT法上の認定も取り消すぞと、こういう体系にしているということでございます。

すなわち自治体による条例策定等の自律的な制度整備が必要となるという状況ですが、 これを国もしっかりと支援していくということが、より一層必要なのではないかというこ とでございます。

このため、まさに地域での再エネ理解促進のための先進的取り組みを進めておられる自 治体の方々の事例等が集まってきてございます。したがいまして、そちらを我々が媒介と なりまして、または関係省庁にも入っていただきまして、そういった連絡会を今月中、10 月中に新たに設置し、動き始めたいというふうに考えているところでございます。この連 絡会の中では、単に取り締まり案件だけではなくて、まさに分散型電源が地域でどう活用されていくのかとか、地域に根づいて事業体がどのように育成されるのか、または地元の事業者も含めたメンテナンスの体制で、地元でぐるぐる回ってしっかりいくような、そういった事業になるためにはどうしたらいいのかといったベストプラクティスの共有といったものも、あわせてできればいいなと、こういうことを考えているところでございまして、論点というよりは報告事項に近いところでございますが、こういった進め方についてご意見等ございましたら、ぜひいただけたらと思います。

以降は参考資料でございまして、私の説明は以上とさせていただきます。

○山地委員長

ありがとうございました。

この議題についても、岩船委員から資料が出ていますので、事務局から概要説明をお願いします。

○山崎新エネルギー課長

資料4をごらんいただけたらと思います。岩船委員の資料の裏側、2ページ目でございます。資料3の部分でございますが、まず台風による被害については、より詳細な実態データが必要で、規制を守ったしっかりしたものが被災したのか、そうではなく、不適切な設備、工事、管理下にあったものが被災したのかといったようなところを、しっかりと明確化すべきだという、こういうことでございます。

最後の段落にありますように、膨大な設備を適切に管理する仕組みというのが50kW未満の案件が多いことを考えると必要で、データベースの構築、監視等の機能のアウトソーシングも含めて本気で取り組むべきときに来ているのではないかというご意見をいただいてございます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、今から後半議題に関する質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきます。いつものように、ご発言をご希望の方は、ネームプレートを立てて意思表示をしていただければと思います。いかがでしょうか。

じゃあ、長山委員、お願いします。

○長山委員

どうもありがとうございます。

論点1から4に関しては全くそのとおりだと思います。ですが、これはこれまで一般電気事業者が当たり前のようにやってきたことを、急に再生可能エネルギー事業者さんが大量に入ってきたために、コンプライアンスに対する義務、コンプライアンスに対する意識づけというのができないことが問題だと思いますので、いきなり法制度の執行強化をする前に、例えば太陽光発電協会さんで講習をやったり、大学でも研究費の適正な利用につい

て、いろいろウエブテストなんかを年に二、三回やるんですが、そういったようなウエブ テストみたいなことでマインドセットを変えるというようなことを先にやった後で、法制 度の執行等々をしたほうがいいのではないかと思います。

あと、論点5のほうは、これはそのとおりだと思うんですが、民間ベースでも、日本版シュタットベルケネットワークさんとか、ローカルグッド創成支援機構のような、民間ベースで自治体間の連携ですとか、卸電力市場への市場取引ですとか、ドイツの先進事例を学ぶ団体もありますので、そういったところとのすみ分け、民間ベースとのすみ分けも必要ではないかというふうに思います。

○山地委員長

ほかにはいかがでございましょうか。 じゃあ、オブザーバーの中島さん。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。小水力の中島です。

小水力の観点からちょっと、ここでは主に太陽光と風力の問題が出ていますが、小水力の観点で1つ、視点としてお持ちいただきたいことがあります。ここでは、さっきからの流れもそうですけれども、余りたちのよくないというか、真面目にやらない方々にどこまで真面目にやらせるか的な視点が多かったように思うんですけれども、水力の世界では、むしろ皆さん真面目にやろうと思っても、特に土木事故、どうしても予想外なんかのことが起こるので、情報が欲しいという声が非常にあります。ですから、保安監督部のほうで集めている情報について、むしろ積極的に整理をして、情報提供をする仕組みをつくっていただけると、真面目にやろうとした人たちは一生懸命情報を集めて、同じようなことが起きないように積極的に注意すると思いますので、真面目な人たちに対する積極的な情報提供をぜひお願いしたいと思います。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、ちょっと順番はわかりませんけれども、髙村委員、辰巳委員といきたいと思います。

○髙村委員

ありがとうございます。 2点です。

論点の3について、電事法のもとでの斜面規制、技術基準の見直しについては賛成です。 ただ、本質的には、斜面に発電設備であろうがなかろうが、同じような構造物が立つとい うのはやっぱり問題だというふうに思っていまして、災害時の対応として。これは論点の 5にかかわるんですけれども、ぜひこういうのはやっぱり地域において条例等々で、土地 利用規制をすべき案件だというふうに思います。

ですので、論点3といって申し上げていますが、論点5の連絡会の中で、そうした土地 利用規制ですね、立地の規制についても、条例等々での規制の事例等共有していただける とよいのではないかというふうに思います。

2点目は論点の5でございますけれども、この地方自治体の先進事例を共有する連絡会、大変プロミシングといいましょうか、ありがたいというふうに思っています。先ほど太陽 光も含めて、どういうビジョンを持って拡大していくかという議論がありましたけれども、この委員会でもやはり多くの委員の人からあったと思いますが、やはり地域主体の分散型 電源の拡大というのが1つのビジョンとして推進すべきだということだったと思います。

そういう意味では、まずは先進事例の共有だというふうに思いますけれども、できれば 地域調整ですとか、あるいは小規模でそのメンテナンスですとか、あるいは持続的な発電 事業になっていくかといったところに懸念があるところに、例えば自治体がどういうふう に関与ができるかといったような論点もぜひ取り上げていただきたいと思いますし。再エ ネ政策上、やはり育てていくタイプのビジョンといいましょうか、地域主体の分散型の電 源の拡大という、こうしたものを育てていくものとして位置づけて、この情報連絡会をぜ ひうまく使っていただきたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

次、辰巳委員ですけれども、その後、松本委員、小野委員と回していきたいと思います。 辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ここに書いてあるのか、ちょっと見落としているのかわからないんですけれども、多分、小さい発電所をつくろうという方は、自分の農地があって、そこに小規模でやっていこうと思うような方が多いのかというふうに思うんですけれども。そのためには必ずどこかと相談するわけで、事業者と、その事業者の人たちを教育するという、設置事業者ですよね、だから、パネルの設置事業者のほうをちゃんと教育していただくというのもここに入っていましたでしょうか。すみません、それだけですね。

○山地委員長

松本委員、お願いします。

○松本委員

地域との共生は、これまでは基本的に自治体レベルで条例下などで対応すべきものとされてきたわけですが、私が見聞した範囲でも、多くの自治体にそれが十分認識されておらず、各地で住民などとのトラブルの事例が散見されている状況ではないかと思います。

そういう意味では、地方自治体の事例を共有する情報連絡会の設置は対応策の一つとしてよいと考えております。条例化につきましては、具体的にどんな項目について検討する必要があるのか、また、ゾーニング手法、開発可能地域と抑制地域を分ける、こういった手法などについても、どうすればよいのか、基本的なハウツー、ノウハウを知る機会が非常に重要だと思います。 また、規制面にとどまらず、長期安定的な事業継続のためのメ

ンテナンス体制の構築などについても連絡会のテーマとして取り扱うことには賛成をいた します。なるべく早く全国レベルで自治体対象の勉強会の開催をぜひお願いしたいと思い ます。

また、自然災害が起きることを前提として、国が立地、安全規制を定めていくことは、 長期的には健全な再生可能エネルギーの発電事業の発展につながることを、ぜひ事業者の 皆様には理解していただくように、広報もお願いしたいと思います。

基本的に事務局が提案されました、今後の対応策の論点1から5については、賛成をいたします。

論点2の50kW未満の太陽光発電所について、電気事業法に基づく技術基準が定めた性能 を満たすために必要な部材や設置方法の使用を定め、原則化する必要性は非常に高いと思 いますので、進めていただきたいと思いますが、一方、余り高コストにならないような配 慮も必要だと思います。

それから、近年、台風が大型化し、頻度もふえておりますので、強風による太陽光パネルの破損事故がふえており、斜面設置する際の技術基準の見直しも早めに進めていただきたいと思っております。

とりあえず、以上です。

○山地委員長

では小野委員、お願いします。

○小野委員

ありがとうございます。

今回の事務局の提案に対して、基本的に異論はございません。ただ、ここに挙げていた だいた対策が看板倒れに終わらないように、実際の執行についても十分に強化していただ きたいと思います。

また、先ほどお配りした資料5の本文の12ページに記載しておりますが、再エネの拡大を一過性のブームにせず、将来、長期にわたって主力電源として再エネを活用していくためには、単に一定の安全基準に適合するだけではなくて、責任を持って発電事業を行う主体に事業を担っていただく必要があると考えます。この点に照らして、保安等の規制も緩い小規模太陽光が再エネの相当量を占めている現状について、どのように考えるのか、引き続き検討を進めていく必要があろうかと思います。

以上です。

○山地委員長

あとは増川オブザーバー、お願いします。

○増川オブザーバー

ありがとうございます。太陽光発電協会でございます。

まず、今回の事務局がまとめていただいた資料、その議論の中身でございますけれども、再エネ事業の長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進、これは我々太陽光発

電協会としても最優先課題の1つとして取り組んでいかないといけない事項だと思って、 日々努力しているわけですけれども。

まず1点目、この辺のいろいろ災害で被災した発電設備があったわけですけれども、この辺の、実際になぜそういうことが起こったかというのを、やはり原因をしっかり、我々もできておりませんけれども、原因をしっかり確認する、チェックする必要があろうかなと思います。

あと、例えばページで言いますと4ページの台風21号、7%、特に大阪府、和歌山県ですか、7%以上の太陽光発電施設、何らかの被災して長期間とまって、多分相当被害、この台風21号というのは相当ひどかったわけでして、これはわかりにくいのは、聞いた話では関西電力さんでも1,400本ほどの電柱が倒れた、倒れてはいけないような相当ひどい状況の中でどうだったのかというのはしっかり確認する必要があろうかなというふうに思いました。

それから、2つ目の論点、資料で言いますと14ページですか、技術基準が定めた「性能」を満たす「仕様」の設定、これは1つのやり方で、やりようによっては非常に効果があろうかと思うんです。ただ、これをコストを下げていかなければいけないという中でこれをどうするとかというのは、しっかり検討しないといけない。

それから、もう一つは、特に屋根設置、住宅に限らないですけれども、についてはそれぞれの建築事業者がいろいろ創意工夫でやっておられると思うんです。これ、全部仕様化してしまうとなかなかやりにくいというのはあると思いますので、その辺の配慮はぜひお願いしたいと思いました。

それから、参考資料で21ページ、22ページで我々弊協会が公表しました評価ガイドにつきましてもご紹介いただきどうもありがとうございます。これにつきましても、我々はつくっただけで終わりではなくて、これをいかに活用するか、活用していくことで、特に中小の事業者の皆さんにも発電事業者としての責任と自覚をしっかり持っていただいて、自分の発電所がちゃんと健全なのかどうかというのをチェックしてもらうためにいろいろ活用してまいりたいと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、江崎委員お願いいたします。

○江崎委員

論点5で、情報連絡会をつくるというのは大変いいことだと思いますが、成功事例を出すのもいいですけれども、大体重要なのは失敗事例で、こういう理由で失敗したんですよというのがとても重要なポイントになってくるだろうというふうに。その失敗事例の中にもう一つ大事なことというのが、結構都市伝説っぽいお話も結構あって、実はできるんだけれども、それができないと思い込んでいる場合というのが結構たくさんあると認識して

います。それはやっぱり、どういう手段が使えるかというのを正確に伝えるというプロセスが非常に重要だと。これ、多分この会の中でも一般的には不可能と思われているようなところが実はあることもいろんなところで聞いております。これは、やっぱり情報がしっかりと伝わっていないということがあるわけですから、どういうことができるのかということを正確に伝えるということが、これ、実はそれが失敗原因にもなっているということだと思いますので、そういうところもぜひ、この中でお伝えいただけるといいのではないかというふうに思います。

○山地委員長

ほかには、ご発言ご希望ございませんか。

相対的に、前半議題のほうが重たかったということは確かにありますが、特にないですか。

事務局のほうから何かございますか。

○山崎新エネルギー課長

辰巳委員から、事業者の教育はないのかというご質問がございました。恐らく、この論点5で自治体さんも含めた情報連絡会みたいなのをやりますとか、こういうことで。じゃあ、実際に事業をやられる方々にはどのようにという、そういう規律を働かせていくのかと、こういうことだというふうに理解をしてございますが。基本的にはまず、当然FIT法制定当初からそうですし、または特にFIT法を改正した後に事業計画ガイドラインというものを策定し、全国での説明会等を通しまして、我々経済産業省としても事業者の方々に、今、本当は柵塀設置しなければいけないんですよとか、標識設置しないといけないんですよといったところも含めて説明を申し上げるとともに、まさに太陽光発電協会さんをはじめとして、事業者団体さんもそういった関連の事業者の方々にさまざまなガイドライン等を提供してやっているということが、基本的な事業者さんへの普及啓発というか規律の与え方だというふうに思っています。

ただ、残念ながらなかなかまだ動いていないところについて、若干現時点では認定の取消しまで行っているような案件というものはないものの、今後はそういった本当にしっかり情報提供もして、こんな事例はだめですよと言った上で、もしまだできないような事業者さんがおられるのであれば、やはり厳格にこの法を、そもそも法律違反なので、法律を運用して、しっかりとそういったところも含めて、皆さんにご認識いただくということが必要ではないかという案にさせていただいているということでございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

本議題について、これ以上、ご発言、ご希望ございませんでしょうか。 ありがとうございます。

本件については、ほとんど異論なく、きちんと形式とか制度を整えるだけではなくて、 ちゃんと実行して、効果を生んで、フィードバックしなさいとそういう類のコメントだっ たと思います。

しかし、一応ちょっと何でも議題ごとに取りまとめるということになっていますので、ちょっと繰り返します。再エネ事業の長期安定化に向けた対応としては、事業規律の強化と、地域共生の促進というのを目指していくと。それで、既設案件については、電気事業法とか、FIT法の執行評価を速やかに実施する。それから、新設案件については、電気事業法の規制強化に向けて今年度中に検討を開始する。先ほどの流れはやっぱり性能技術基準なんですけれども、今回、50kW未満と数が多いので、その性能を踏まえたスペック、使用の基準も立てていこうということです。

それから、最後のほうの論点ですけれども、地方自治体の先進事例、失敗事例も大事だよという指摘もございました、そういう事例を共有する連絡会、それで条例づくりだけではなくて、事業育成の取り組みについても情報共有を行うと。そういう形で、委員会、事務局のほうの提案が皆さんに合意されたというふうに理解いたしました。

よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

じゃあ、本日の議題は2件とも終了いたしましたが、髙村委員がご発言ご希望ですね。 どうぞ。

○髙村委員

きょうの議題ではなくて、今後の検討課題について申し上げてもよろしいですか。簡単 に、いつも申しわけないです。

きょうは議論が出ませんでしたけれども、九州電力さんの出力制御が昨日、おとといとあったと思うんですけれども、通常、OCCTOさんで検証されているというふうに、検証され、公表されというのは理解をしているんですが、とりわけ初回で九州電力さんの今回の対応については、できるだけ早く詳細な情報を出していただけないかということであります。それは、いろいろな情報評価がちまたにあるということも含めて、その的確な情報開示をするということが必要だというふうに思います。私は個人的には九州電力さんの送配電部門の方の話を聞く機会がありましたけれども、やっぱり複数の気象予測を用いて太陽光の発電量をかなり正確に予測をした上で、エリア内でできる調整をかなり、火力を絞り、揚水を使い、連系線を使うとされていると思います。

ただ、やはり今、今回のケースで出ているいろんな情報の中に地域間連係線の活用が十分かとか、あるいはエリア内の火力がどこまで絞られていたのかといったようなことも議論がされているので、実際に今回取り組まれたことが抑制量をできるだけ小さなものになるようにしっかり対応されたということを検証した上で、示していただくことが必要ではないかと思います。

それは、情報の共有、公開ということもありますけれども、他方で、もちろん優先給電ルールそのものを見直せという議論もあり得るというのは認識をしていますけれども、現行のルールでも改善をし得る余地があるかどうかという、そういう意味でこの委員会の昨

年度からの議題の中でも出力制御の問題が出てきたと思いますけれども、実際に物理的に 制御を受ける事業者がコストを負うやり方もあれば、経済的に費用負担をするといったル ールのやり方もあろうという議論もございました。

そうした費用負担の今、例を挙げましたけれども、現行のルールを踏まえたときに、どう改善の可能性があるかということもこの委員会の議題の1つではないかというふうに思いますので、ぜひ次回以降のところでご検討をお願いしたいと思います。

○山地委員長

出力制御については、もう数年前ですか、私も含めてここにいらっしゃる方何名かで議論をして、ルールをつくって、今回、そういう意味では島嶼部以外での最初の実例が出たということで、今後もいろいろ実例を積み重ねていく中で、チェックしていく必要があろうと私も思っていますが、現在、速報的に何がどういう状況になっているか、簡単にご説明いただけるということなので、お答えをお願いします。

○曳野制度審議室長

先週、系統ワーキングという別の場で事前にご審議をいただきました。必要に応じて、 もちろん、この場でもご報告させていただきたいと思います。

九州電力さんにおいて、既に公表もされておりますけれども、土曜日と日曜日に最大50~60万kWの規模で出力制御されております。関門連系線については、電力広域機関が公表しておりますけれども、全て空き容量なしの形で送電が行われたという事実は確認しております。それから、火力も最低出力まで下げていると。当然予測誤差が生じますので、その分については、揚水発電のところで調整をしていたというふうに認識をしております。

恐らく、今後の議論になってくるものとしては、前日の段階で通告をしているオフラインのものと、それから、当日2時間前にオンライン制御しているもの、2種類がございます。オンライン制御については2時間前の段階で制御量が確定できるため、この段階では精度が高くなりますので、2時間前の段階で、適切な量が制御されるように、九電さんの中で対応されたものだと思います。もちろん、これが本当に適切だったかはきちんと検証いただく必要があると思います。

一方で、前日の段階のオフライン制御のものはどうしても制御量が多くなってしまいますので、オンラインの制御への移行にはそんなにお金かかるとも思いませんので、発電事業者のほうで、オンライン化にご協力いただけるようになれば、十分にもとがとれるんじゃないかとも思いますけれども、再エネの最大限の活用という意味からも、意味があることだと思いますので、まさにそういう点も含めて、今後ご議論いただければというふうに思います。

○山地委員長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論はここまでということにして、次回ですけれども、予定では、

FITからの自立モデル、それから、中間整理の系統制約の部分のフォローアップ、これらを中心に議論できるよう、事務局のほうで、論点の整理とかデータの準備をお願いしたいと思います。

次回以降の日程等について、事務局からお願いします。

○山崎新エネルギー課長

では、次回の委員会の日程につきましては、調整をさせていただきまして、決まり次第、 世の中の方々にも公開をしたいというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

では、以上できょうの会合を終わります。どうもありがとうございました。

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話: 03-3501-4031 FAX: 03-3501-1365

電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力流通室

電話: 03-3501-2503 FAX: 03-3580-8591